# 東京都震災復興マニュアル復興プロセス編(修正案)



令和6年修正



# 目次

はじ	めに		1
	(1)	本編について	1
	(2)	東京都震災復興マニュアルの構成	1
		対象とする災害	
		東京都震災復興マニュアルの見直し	
		東京都地域防災計画との関係	
		区市町村における取組との関係	
位 4			
	_	復興の基本的な考え方	
1		の「基本目標」	
2		を進める「5つの視点」	
3		を進める「5つの方針」	
4	復興	に向けた具体的手続き	9
第2	章	復興プロセス	10
1	復興	の主な担い手 <sup></sup>	10
	(1)	地域力を生かした地域協働復興	10
		被災者個人による自力復興	
		行政主導による復興	
2		(1994年) 1997年	
_		地域復興協議会とは	
		地域復興協議会の形成や活動	
		地域復興協議会への支援	
		地域復興協議会を核とする復興プロセス	
3		1000000000000000000000000000000000000	
3		時限的市街地とは	
		時限的中街地とは 地域復興協議会に期待される活動	
		地域復興協議会に期待される治動 時限的市街地づくりの仕組み	
		時限的市街地づくりのための具体的施策	
	(5)	時限的市街地形成プロセスのイメージ	
第3	章	分野別の復興プロセス	
1	都市	復興	25
	(1)	都市復興のプロセス	25
	(2)	都市復興に関する都の施策	31
2	住宅	At any	
	(1)		32
		住宅復興に関する都の施策	
3	産業		
		icana   産業復興のプロセス	
	, ,	産業復興に関する都の施策	
4		しの復興	
4		- くらしの復興のプロセス	
		くらしの復興に関する都の施策	
*/**			
資	1 1		
		から学ぶ関東大震災からの学び	
	被災:	者への支援制度一覧	- 55
		復興協議会の事例	
	時限	的市街地の事例	-62
	東京	都の取組事例	63
	区市		64
		- P:	
		- 73 復興に関する所管等一覧	
		に関する資料	
		を表する。 都震災復興マニュアルをご覧になりたい方は	
	-1-13		

# はじめに

# (1) 本編について

首都直下地震など、東京が大規模な地震で被災した場合、その後、長い年月をかけ、計画的に震災復興を進めていかなければなりません。それには、国や自治体はもちろんのこと、被災者自身をはじめ、NPO、ボランティア、専門家、企業などの幅広い参画が必要となります。

この東京都震災復興マニュアル「復興プロセス編」は、多くの都民や団体が協働し連携して取り組む「地域協働復興」を提案し、自助・共助・公助の連携による復興や基本的な考え方を示すとともに、住民が積極的に復興を進めるための仕組み等を提示することで、復興のプロセスを明らかにしています。

復興を進める際には、地域の実情を踏まえ、本書を柔軟に活用してください。

# (2)東京都震災復興マニュアルの構成

東京都震災復興マニュアルには、都民の皆様向けの本編「復興プロセス編」のほかに、 行政職員向けに別途作成している「復興施策編」があります(図 1 )。

「復興施策編」は、都市の復興、住宅の復興、産業の復興、くらしの復興といった分野別に行政が実施する具体的な施策で構成されています。

## 図1 東京都震災復興マニュアルの構成

# 東京都震災復興マニュアル

#### 復興プロセス編

(都民一般向け)

復興の基本的な考え方や住民主体の復 興を進めるための仕組み等で構成 平成15年3月作成(平成28年3月修正)

#### 復興施策編

(行政職員向け)

「都市の復興」「住宅の復興」など分野別 に行政が実施する具体的な施策で構成 平成15年3月作成(令和3年3月修正)

# (3)対象とする災害

東京都震災復興マニュアルは、令和4年5月、東京都防災会議が「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」で示した被害想定を踏まえたものとしています。被害の概要は次のとおりです(表 1)。

東京都の被害想定では、阪神・淡路大震災と比べ、特に火災による建物被害が大きくなるとされています。

なお、南海トラフで発生する巨大地震では、島しょ部における津波被害が想定されることから、今後、復興において必要となる手順について検討します。

# 表1 被害の概要

			定の概要		
		首都直下地震		海溝型地震	活断層で発生 する地震
		都心南部直下地震 (M7.3)	多摩東部直下地震 (M7.3)	大正関東地震 (M8クラス)	立川断層帯地震 (M7.4)
条件 冬の夕方・風速8m/秒					
死者	f(直接死)**1	6,148人	4,986人	1,777人	1,490人
要因	建物全壊等	3,666人	3,068人	1.221人	716人
別	火災	2,482人	1,918人	556人	775人
負傷者		93,435人	81,609人	38,746人	19,229人
要因	揺れ等**2	83,489人	74,341 人	37,070人	16,672人
別	火災	9,947人	7,269人	1,676人	2,556人
3	建物被害	194,431棟	161,516棟	54,962棟	51,928棟
要田田	揺れ等**2	82,199棟	70,108棟	28,319棟	16,066棟
因別	火災	112,232棟	91,408棟	26,643棟	35,862棟
	推者の発生 −ク: 一日後)	約299万人	約276万人	約151万人	約59万人

		(A +) \G	+の悪(()	
		(参考)過去の震災		
		阪神·淡路大震災 平成7年1月17日	東日本大震災 平成23年3月11日	
		震源:淡路島北部 (M7.3)	震源 : 三陸沖 ( M 9.0)	
		_	_	
死者		6,437人	22,318人	
	直接死	5,518人 <sup>*3</sup>	18,524人 <sup>*3</sup>	
	間接死	919人	3,794人**4	
負傷者		43,792人	6,242人	
		_	_	
		_	_	
建物被害**5		111,941棟	122,039棟	
要因	揺れ・津波等 (全壊)	104,906棟	122,039棟	
別	火災(全焼)	7,035棟	(出火330件)	
		_		

#### (備考)

- ・都の被害想定:「首都直下地震等による東京の被害想定」報告書(令和4年5月)より作成。なお、本被害想定は一定の条件を設定したシミュレーションの結果であり、条件の設定内容を変更することで結果が大きく異なる。
- ・阪神・淡路大震災: 死者・負傷者・建物被害は、総務省消防庁「阪神・淡路大震災について(確定報)平成 18年5月19日」・兵庫県「阪神・淡路大震災の死者にかかる調査について(平成17年12月22日)」、経済的被害は、兵庫県「阪神・淡路大震災の復旧・復興の状況について」(平成27年1月)より作成。各数値は、兵庫県の被害を指す。
- ・東日本大震災: 死者・負傷者・建物被害は総務省消防庁「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震第163報別紙」・復興庁内閣府消防庁「東日本大震災における震災関連死の死者数」(令和5年3月31日)より作成。経済的被害は会計検査院「会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書」(平成24年10月)より作成。数値は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県、その他(県別の分類が困難なもの又は被災9県以外の都道県に所在するもの)の被害を指す。
- ※ 1 都の被害想定における死者数について、間接死(災害関連死)は含まず、直接死のみの数値である。
- ※2「都の被害想定の概要」に記載の「揺れ等」には、液状化、急傾斜地等の被害を含む。
- ※3 阪神・淡路大震災及び東日本大震災における直接死には行方不明者を含む。
- ※4 東日本大震災における関連死について、令和5年3月末時点では未確定である。
- ※ **5** 建物被害は阪神淡路大震災では地震動による全壊、東日本大震災では津波による全壊流失が大半を占め、その火災は出火件数である。

# (4) 東京都震災復興マニュアルの見直し

東京都震災復興マニュアルは、社会経済状況の変化や新たな災害関連制度の動向等を踏まえ、不断の見直しが必要です。見直し作業は、有識者で構成された震災復興検討会議の助言を得ながら、都の関係部局や区市の代表からなる震災復興検討委員会において組織的に行っていきます。

# (5) 東京都地域防災計画との関係

東京都震災復興マニュアルに記載する事項については「東京都地域防災計画<sup>\*</sup>」に 位置付け、復興対策を推進します。

# (6)区市町村における取組との関係

本編は、震災後における復興の基本的な考え方やプロセス等を都民の皆様に示すことにより、都民と東京都、区市町村が協働して地域復興に取り組むために作成したものです。この中には、区市町村が取り組む施策も掲げていますが、これは区市町村の多様な取組のうちの一例として示したものです。

なお、区市町村においては、各地域の復興マニュアルの作成が進んでおり、地域の 実情に応じて、自らの判断で施策を展開することになります。



<sup>※</sup>**地域防災計画**:災害対策基本法により都道府県と区市町村に作成が義務付けられている計画。地域における 災害の予防対策、応急・復旧対策等について定めることとされている。

# 第1章 復興の基本的な考え方

# 1 復興の「基本目標」

復興に携わる多くの関係者が、心をひとつにして取り組んでいくためには、復興の 基本目標を明確にしておく必要があります。

このため、本編では、東京の震災復興の基本目標を、「未来の東京」戦略\*(令和3年3月)で掲げられた20のビジョンを基本理念として、次のとおり定めます。

# <基本目標>

協働と連帯による「豊かさにあふれる持続可能な首都東京」の再建

復興のためには、被災者である都民と行政が協力し、更にNPO、ボランティア、専門家、企業などの広範な人々や団体が協働と連帯のもとに、取組を進めなければなりません。

大規模な被害を受けた首都東京の一日も早い復興には、まず被災者自らが主体的に行動し、次に自らのまちは地域で協働して再建を図るという、自助・共助に根ざした住民主体の復興が求められます。そしてこれに加え、NPO、ボランティア、専門家、企業などの活動や都・区市町村による多様な施策が的確に機能することで、初めて自助・共助と公助が相互に力を発揮した復興が可能となるのです。

復興に際しては、災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、雇用、福祉、保健、医療などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要です。

さらに、東京の政治・経済中枢機能や国際都市機能を回復するために、都市活動を 迅速に再開させるとともに、社会の変化を踏まえた持続可能な都市再建に力を注がな ければなりません。

<sup>※「</sup>未来の東京」戦略:都政の羅針盤として策定する都の総合計画であり、「まち・ひと・しごと創生法」(平成26年法律第136号)第9条に基づく「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案した「東京都総合戦略」に位置付けています。

# 2 復興を進める「5つの視点」

復興の基本目標達成に向けて「復興を進めるための視点」として、次の5つを定めます。



## 視点1

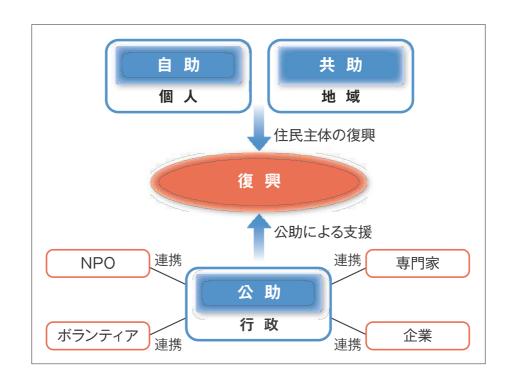
自助・共助に基づく住民主体の復興と公助による支援

復興を進めるためには、まず被災者自らによる取組(自助)が基本となります。

しかし、被害規模が大きくなるにつれて、個人の力では解決が困難な様々な課題やまちづくりなど地域で取り組むべき課題が噴出してきます。こうした課題に対処し復興を進める上では、NPO、ボランティア、専門家、企業などと連携を図りながら、地域が持っている力(地域力)を生かした住民主体の復興が大きな力を発揮します。「地域力」とは、様々な地域の課題を地域の人々が、地域の人々のために解決し、互いに支え合う力、いわば"共助の力"といえます。

これらの自助・共助に基づく住民主体の復興を、行政は、NPO、ボランティア、 専門家、企業などと連携して支援します(公助・図2)。

#### 図2 住民主体の復興と公助による支援



# 視点2

被災者の状況に応じた多様な復興プロセスへの対応

復興事業の実施に当たっては、被災者がそれぞれの状況に応じた生活再建の道を選択できるよう、多様な支援策や手法を用意し、それらを組み合わせることが重要です。

また、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への適切な対応も必要です。

# 視点3

本格復興までの時限的な生活の場の確保

一日も早い都市・地域の復興を進めるためには、地域住民ができる限り早く被災前に住んでいた地域に戻り、自分たちの地域の復興のあり方や将来像等について議論を深め、連携・協働して地域づくりに取り組まなければなりません。

本格的な復興までの時限的な生活の場を、地域住民の協働により確保する必要があります。

## 視点4

平常時からの地域づくり活動への支援

平常時から地域づくり活動など地域の課題に積極的に取り組んでいるところでは、 被災後の地域復興に速やかに取り組むことが可能となります。

住民自身のこうした取組を促すため、行政は、地域との連携の仕組みを準備するなど、平常時における地域づくり活動への支援が必要です。

# 視点5

生活再建、都市づくり及び経済再建の連携による総合的な地域づくり

復興に向けた課題は多岐にわたり、これらは地域の中で複雑に絡み合っています。 震災後の復興を進めるに当たっては、都民の生活再建、それを支える都市づくり及び 経済再建の相互連携により、総合的な地域づくりを進めていくことが重要です。

# 3 復興を進める「5つの方針」

大規模な震災に遭遇した被災者は、「早く住む場所や営業を再開する場を確保したい・・」という基本的な要求から始まり、「今住んでいる所から離れたくない・・」「地域の文化や特徴を壊さずにまちの再生ができたら・・」「自分達の意見を地域づくりに取り入れてほしい・・」という地域の復興に関する思い、そして「被災住宅の応急修理の支援があれば・・」「一日も早く働きたい・・」といった様々な思いを抱きます。また、その思いは、復興の段階によって変化していくものと考えられます。

復興を進めるに当たっては、被災者のこうした思いを受け止め、多様できめ細やかな施策を展開する必要があることから、前述の「5つの視点」を踏まえ、次のとおり「5つの方針」を定めます。また、方針と併せて都の主な施策も示しました。

# 5つの方針

## 方針1

地域復興の課題、将来の市街地像や地域づくりの進め方について、地域の皆さんが速やかに協議を始められるよう支援します。

- 主な施策 ◎ 地域復興協議会 (P12 以降参照) の組織、活動内容などを規定した「地域協働復興推進条例」モデルの区市町村への提供 (P15)
  - ◎ 都市復興訓練の実施による、区市町村職員の養成(P15、63)

## 方針 2

地域の様々な課題にきめ細かく対応するため、NPO、ボランティア、専門家、企業などによる支援体制を整備します。

- 主な施策 ◎ 「災害復興まちづくり支援機構<sup>※1</sup>」を構成する専門家職能団体との専門家派遣等に関する協定締結 (P16、50、56、63)
  - ◎ 東京都災害ボランティアセンター設置による、区市町村と連携した、 一般ボランティア\*2の活動への支援(P50)

<sup>※</sup> **1 災害復興まちづくり支援機構**:各種専門士業団体が連携し、災害復興に関する様々な支援活動を行っている団体。災害時には専門家を派遣し、復興を支援。平常時の都との連携としては、都が実施する都市復興訓練への協力や都と共催でのシンポジウム開催等がある。一部の区の復興まちづくり訓練にも参加。

<sup>※ 2</sup> 一般ボランティア: 専門知識・技術や経験に関係なく労力等を提供する(避難所運営支援や災害廃棄物撤去等)ボランティア。

# 方針3

被災時に住んでいた地域にいち早く戻り、地域の皆さんが、地域の将 来像をじっくりと話し合うために、時限的市街地など時限的な生活の 場づくりを応援します。

- 主な施策 ◎ 仮設建築物のための用地の一時賃借や、仮設建築物整備のための各種 支援 (P23)
  - ◎ 工場・商店街等の再建までの一時的な事業スペースの確保に関する各 種支援 (P43)

# 方針4

被災者の状況に応じた、多様な施策を用意し、避難生活期から本格復 興までの連続的な復興を推進します。

## 主な施策

- 入居者の様々なニーズに配慮した応急仮設住宅等\*1の供給(P37)
- ◎ 高齢者等の居住安定のための住宅再建支援事業 (P39)
- ◎ 被災離職者への生活支援、再就職に向けた求人開拓・職業訓練の実施 (P44)
- ◎ ひとり暮らしの高齢者宅等への救急通報システム、住宅火災通報シス テム及び訪問支援体制の整備 (P49)
- ◎ 生活基盤に著しい被害を受けた被災者に対する、生活資金貸付等の実 施 (P49)
- ◎ 災害時に住家被害認定調查<sup>※2</sup>、罹災証明書<sup>※3</sup>交付、被災者台帳<sup>※4</sup>作 成等を迅速に行えるシステムの、区市町村への導入促進(P50)
- ◎ 避難所における通信環境の確保事業 (P50)

# 方針5

多様な事業主体や手法により居住を確保します。

# 主な施策

- ◎ 公的住宅等の空き住戸の活用、民間賃貸住宅の借上げ、他の道府県 での応急仮設住宅等の確保による応急的な住宅の整備(P32、37、39)
- ◎ 都市居住再生促進事業<sup>※5</sup>を活用した建設費の補助等による、民間住宅 の供給促進 (P39)

<sup>※ 1</sup> 応急仮設住宅等: 災害救助法が適用された地域において、災害により住家が全壊、全焼又は流出し、自己の資力によっては居住 する住家を確保できない被災者に、応急的に供給する住宅(公的住宅等の空き住戸の活用、民間賃貸住宅の借上げ、新規建設に よる仮設住宅)。

<sup>※2</sup>住家被害認定調査:被災から1か月程度の間に、区市町村職員により、被災地区内の住宅の被害の程度(全壊、半壊等)を認定 するための調査。この調査結果に基づき、被災者に対して罹災証明書が交付される。

<sup>※3</sup> 罹災証明書:区市町村が住家被害認定調査を行い、確認した被害程度(全壊、半壊等)について発行する証明書で、区市町村長 に発行が義務付けられている。義援金や税減免等の各種被災者支援の適用を受けるには、この罹災証明書の交付を受けているこ とが必要。

<sup>※4</sup>被災者台帳:支援状況、配慮事項等、被災者に関する情報を一元的に集約し、区市町村が作成する台帳。被災者支援の「漏れ」 や「重複」をなくし、中長期にわたる支援を総合的かつ効率的に実施することが目的。被災者援護に必要な限度で台帳情報を利用 する地方公共団体には被災者台帳の情報を提供することも可能とされている。

<sup>※5</sup>都市居住再生促進事業:地域の特性に応じた都市型の居住機能の再生等を行い、市街地環境の整備と良質な市街地住宅の供給を 図るため、建築物の建替えや土地利用の共同化、高度化を図り防災性の向上と良質な住宅供給に寄与する事業に関し、事業者向 けに助成を行う区市に対して、都が建設費等の一部の補助を実施する事業。

# 4 復興に向けた具体的手続き

# (1) 東京都震災復興方針

東京都知事は、震災復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ計画的に実施するため、必要があると認めるときは、被災後1週間程度をめどに東京都震災復興本部(以下、「復興本部」という。)を設置します。復興本部は通常の行政組織とは別に、臨時組織として設置します。

その後、2週間程度をめどに復興後の都民生活や市街地形成のあるべき姿及びその 実現に至る基本的戦略を明らかにする「東京都震災復興方針<sup>\*\*</sup>」を策定し、広く内外 に公表します。

東京都震災復興方針には、復興の理念や基本目標をはじめ、都市・住宅・産業に関する分野ごとの復興に関する基本的な考え方などを記載することとされています。

# (2)東京都震災復興計画

東京都震災復興方針を策定後、震災後の東京の復興に係る都政の最上位の総合計画として、下記事項を目標に「東京都震災復興計画」を策定します。

また、東京都震災復興計画の策定過程においては、広く都民・事業者の声や区市町村の意向を聴き、その意見を反映します。

- ① 東京都が広域自治体として実施する復興施策に係る基本目標と体系を明らかにすること。
- ② 都民の生活再建、生活基盤であるまちの再生(まちづくり)等に必要なソフト、 ハードのいずれの施策をも計画の内容とすること。
- ③ 繰り返し起こりうる大地震のみならず他の災害にも耐えられる都市の創造を目指し、長期的視点に立った計画とすること。

<sup>※「</sup>大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、政府が基本方針を定めた場合には、「東京都震災復興方針」 は同法に基づく都道府県復興方針として位置づけ、政府の方針に即して定めることとします。

# 第2章 復興プロセス

# 1 復興の主な担い手

# (1) 地域力を生かした地域協働復興

復興を円滑に進めるためには、行政の役割はもとより、地域住民が復興への強い意欲を持ち、そのあり方について協議をしていくことが重要です。その上で一定の役割を担うのが地域ごとに住民や事業者等が結成する地域復興協議会(P12以降参照)です。

地域復興協議会は、必要に応じ、復興を総合的に推進するための計画や地域協働復興により実施する環境整備、生活改善、地域安全等の活動に関する取決めを定めるなど、被災状況と地域特性に応じた様々な地域復興活動を行います。

地域復興協議会を核とする地域力を生かした復興(地域協働復興)は、効果的で総合的な復興へとつながるという視点において、理想的な取組であると言えます。



# (2)被災者個人による自力復興

被害が散在的である場合や住宅の再建等の場合には、個人や企業が、自らの努力と責任において自力で復興に取り組む、自力復興が基本となります。

行政は、これに対し、被災者個人や企業の負担を少しでも軽減し、復興が円滑に進むよう支援します。

一方、被災者個人や企業の努力と行政の個別支援策だけで、地域の力が発揮されなければ、自分たちのくらしや経済活動を支える地域をどのように復興していくのかという視点がどうしても弱くなります。このため、被害規模が大きくなるにつれて、被災者個人による自力復興は困難となってきます。

# (3) 行政主導による復興

被害規模等が大きく、地域復興協議会による取組が望ましい状況であっても地域復興協議会が立ち上がるとは限りません。

こうした中、道路や公園等の最低限の施設整備が必要な場合には、行政が主導して、 復興を進めることになります。このような行政主導による復興は、広域的な観点に立っ た計画の立案が迅速に行えるという利点があります。

ただし、行政主導による復興においては、住民の主体性や地域の視点に、十分な留意が必要です。



# 2 地域復興協議会

# (1)地域復興協議会とは

被災地域の復興には、住民自身の主体的な参画が望まれます。また、過去の震災の 例でも明らかなように、その完了までには、相当の時間を要します。

したがって、一日も早い復興を進めるためには、住民一人ひとりの自助努力だけでなく、 住民同士が協力して復興に取り組んでいく組織をつくることが重要なポイントとなります。

被災地域の住民や事業者等が主体的に参画し、地域力を生かして復興に取り組む核となる組織のことを、本編では「地域復興協議会<sup>※1</sup>」と呼びます。

被災時において、地域復興協議会が迅速に設立・運営されるためには、平常時から 準備会などの組織づくりを進め、事前に復興時のまちづくりを検討しておくことが有 効です。

なお、区市町村は、必要に応じて地域復興協議会の意見を取り入れ、震災復興対策 を推進するなど連携して復興に取り組んでいきます。

# (2) 地域復興協議会の形成や活動

# ア 地域復興協議会の母体となる組織

地域復興協議会の結成に当たっては、自治会・町会、まちづくり協議会、マンション管理組合、エリアマネジメント\*2を実施する団体のような地域づくり組織や自主防災組織など、平常時の地域活動の状況に応じ様々な団体・組織が母体となることが考えられます。

## イ 地域復興協議会の活動区域(協働復興区)

地域復興協議会の活動は、小学校区や自治会・町会の区域など、日常生活圏程度の範囲を想定しています。この地域復興協議会が活動する区域のことを「協働復興区」と呼びます。

#### ウ 地域復興協議会の組織と運営

地域復興協議会は、被災地域の住民や事業者等のおおむねを代表する組織です。

協議会の運営に当たっては、拙速を避け、一定の期間内にできる限り多数の合意が得られるよう努めることが大切です。

<sup>※</sup>**1地域復興協議会**:東京都震災対策条例(平成 12 年東京都条例第 202 号)で規定している「復興市民組織」を指す。まちづくりに特化して取組を進める組織については、「地域復興まちづくり協議会」等の名称を用いるほか、区市町村によって名称が異なる場合がある。

<sup>※</sup> **2 エリアマネジメント**: 地域の防犯活動や緑化活動のように、それぞれの地域の環境の維持・向上などのため、 住民が中心となって行われる活動や商業・業務地で行われる地域活性化活動などを広く指す。

## エ 地域復興協議会の形態

地域復興協議会の形態は、各分野の関係者(組織)が、一定の話合いをしながら、 それぞれ独自に活動を行う形態(個別型)と、いくつかの分野が連携して活動を進 める形態(ジョイント型)があります。また、地域復興協議会が総合的な復興地域 づくり組織として成長し、NPOへと発展する形態(総合型)も考えられます。

地域復興協議会が、より発展した組織形態となるよう、行政は、NPO、ボランティア、専門家、企業などの協力を得ながら支援します。

# オ 地域復興協議会の活動

地域の復興に向けた協議会の活動には、次のようなものが考えられます。

- ① 地域の課題の解決に向け、地域の実情に応じた復興計画づくり
- ② 建物の建て方や地域環境保全に関するルールづくりや協定締結の活動
- ③ 地域の課題にきめ細かく対応するための事業や施設の管理・運営
- ④ 住民自らがビジネス (コミュニティビジネス\*) として取り組む、地域の課題 に対応するための事業



**<sup>※</sup>コミュニティビジネス**:住民が主体となり地域社会(コミュニティ)が抱えるニーズに取り組むビジネス(住民によるひとり暮らしの高齢者用宅配弁当会社などの例がある。)

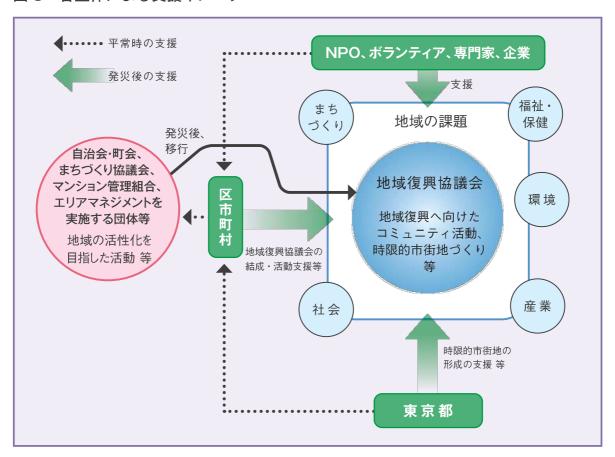
# (3)地域復興協議会への支援

区市町村は、住民同士が協力しながら地域復興に取り組めるよう、NPO、ボランティア、専門家、企業などの協力も得ながら、地域復興協議会に対して、活動支援や 当該区市町村内の状況を見据えた助言を行います。

また、平常時から、地域復興協議会結成の中心となることが期待される自治会・町会、まちづくり協議会、マンション管理組合、エリアマネジメントを実施する団体等の活動を支援します。

東京都は、こうした地域復興協議会への活動支援が円滑に働くよう次のような取組を進めています。

# 図3 各主体による支援イメージ



## 都条例の整備や区市町村への条例制定の促進

地域復興協議会を復興の担い手として位置付け、その組織づくりや活動を支援しています。

- 東京都震災対策条例(平成12年東京都条例第202号)に地域の復興市民組織への支援に関する東京都の責務を規定
- 地域復興協議会の組織、責務、活動内容などを規定した「地域協働復興推進条例」 モデル(平成 16 年)を作成し、区市町村に提供(P7)

## 区市町村における取組への支援

震災後の市街地の復興が円滑に進むよう、区市町村における平常時からの取組を 支援しています。

- 区市町村向けに「市街地の事前復興の手引」(平成27年7月)を作成し、時限的市街地や、地域コミュニティの形成と復興まちづくりに関する事前検討を促進
- 地域主体の復興まちづくり訓練の企画立案や運営のできる区市町村職員を養成することを目的とした都市復興訓練を実施し、地域主体の復興を支援できる体制づくりを支援(P7、63)
- 区市町村が震災復興に向けて主体的に実施すべき標準的な活動をまとめた「区市町村震災復興標準マニュアル」(平成29年3月修正)を作成し、各区市町村によるマニュアル策定を促進

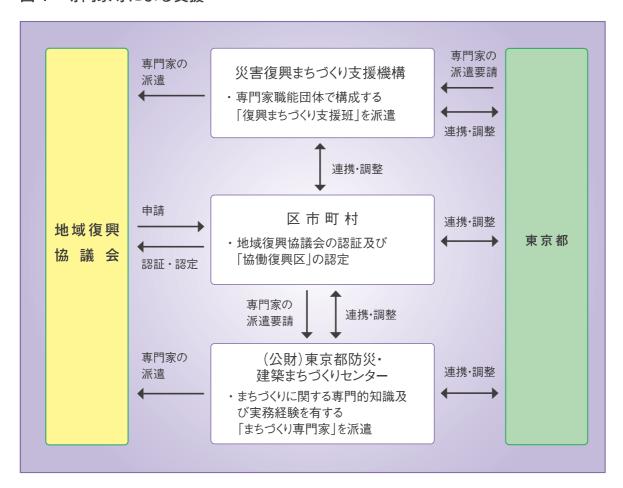


## 地域復興協議会の活動を支援する仕組みの整備

避難生活期の段階からきめの細かい対応を行うことにより、地域復興協議会の活動が円滑に行われるよう、下記の仕組みを整備しています。

- 「災害復興まちづくり支援機構」を構成する専門家職能団体と専門家派遣等について協定を締結(P7、50、56、63)
- 公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターのまちづくり専門家等登録派 遣制度を整備

# 図4 専門家等による支援



# (4)地域復興協議会を核とする復興プロセス(図5)

避難生活期から本格的な復興に至る過程を、地域復興協議会の活動を中心にまとめると次のようになります(期間はおおむねの目安)。

# ステップ **1** 避難生活期(被災からおおむね 2 週間まで)

復興体制づくりの時期です。地域の課題に日常的に取り組んでいた自治会・町会、まちづくり協議会、マンション管理組合、エリアマネジメントを実施する団体等が中心となって、「地域復興協議会」を結成します。結成に当たっては行政やNPO、ボランティア、専門家、企業などの支援が重要になります。

地域復興協議会は、区市町村に「協働復興区」の認定を申請するとともに、地域の復興方針づくりなどに取り組み始めます。

# ステップ 2 復興始動期(おおむね2週間からおおむね6か月まで)

地域復興協議会が本格復興に向けた様々な取組を行う時期です。まだ、時限的な生活の段階ですが、まちの活気を取り戻す大切な時期でもあります。地域復興協議会は、必要に応じ、復興を総合的に推進するための計画や地域協働復興により実施する環境整備、生活改善、地域安全等の活動に関する取決めを定めるなど、被災状況と地域特性に応じた様々な地域復興活動を行います。

行政は、多様な支援メニューを用意し、被災の規模や地域特性に合った復興活動が 行えるよう、地域復興協議会の活動を支援します。

また、NPO、ボランティア、専門家、企業なども、この地域復興協議会の活動を 支援します。

# ステップ 3 本格復興期(おおむね6か月以降)

時限的な生活で蓄えられた地域の力を基に本格的な復興に取り組む時期です。地域の復興に向けて作成した様々な計画を基に、行政やNPO、ボランティア、専門家、企業などの支援を受けながら取組を進めます。

行政の支援も、本格的な再建に向けたものになります。地域復興協議会の活動を行政が支援するという、行政と地域住民の「協働と連帯」のもと、いち早く生活と生業の安定を取り戻し、地域力の回復を図りながら本格復興への展開を進めていきます。

## 地域復興協議会に関する Q&A

#### 復興を進めるには、何が必要ですか?

地域住民が復興への強い意欲を持ち、そのあり方 について協議をしていくことが重要です。そのために、 地域ごとに復興のあり方を協議する住民組織の結 成が望まれます。

地域の復興組織が立ち上がる地域と立ち上がらない地域では、その後の復興にどのような違いがでてきますか?

地域の復興組織が立ち上がると、地域力を活かした 地域協働復興が進みます。一方、被害規模が大きく、 復興組織が望ましい状況で、これが立ち上がらない場 合は、地域住民で復興への考え方が共有できず地域 としての主体性に欠ける復興や、地域にとって計画性 のない雑然とした復興になるおそれがあります。

# 地域力を活かした「地域協働復興」とはどういうものですか?

地域が持っている力(地域住民が、地域のために 地域課題を解決し、互いに支え合う力)を生かして、 住民主体の復興を進めるための新たな共助の仕組 みのことです。

ステップ 1:地域復興協議会の結成、協働復興区

の認定

ステップ 2:時限的市街地の形成、地域づくり協

議の本格化・合意形成

ステップ3:本格的な復興の展開

# 東京では地域コミュニティが存在せず、地域協 働復興の取組はできないのでは?

震災時には、地域コミュニティを中心に、NPO、ボランティア、専門家、企業などが、相互に連携・協力していくことが大切であり、これらの主体は、復興に大きな役割を果たすことが期待されています。東京では、コミュニティが希薄という声が聞かれるところですが、平常時から、地域における相互支援ネットワークづくりの構築や地域のケア能力の向上など、行政としてもコミュニティ再生に積極的に取り組んでいきます。

#### 「地域復興協議会」とは何ですか?

被災地域の住民や事業者等が主体的に参画し、 地域力を生かして復興に取り組む核となる組織のこ とです。 地域復興協議会の組織と運営はどういうものですか?

被災地域の住民や事業者等のおおむねを代表する組織です。運営に当たっては、拙速を避け、一定期間内にできる限り多数の合意が得られるよう努めることが大切です。

地域復興協議会はどのような活動をするのですか?

地域の課題の解決に向け、地域の実情に応じ、 建物の建て方や地域環境保全に関するルールづく りや協定締結などを行うことが考えられます。

# 地域復興協議会に対して、行政はどのような支援を行いますか?

住民が協力しながら地域復興に取り組めるよう、区市町村は、NPO、ボランティアや専門家、企業などの協力も得ながら、地域復興協議会の活動を支援します。また、東京都はこうした地域復興協議会への活動支援が円滑に働くような仕組みづくりを行います。

# 地域復興協議会について、過去の震災での事例はあるのですか?

阪神・淡路大震災における尼崎市築地地区の事例があります。震災後約1か月で、地域の復興委員会を発足させ、復興に向けた課題の解決に取り組みました。詳細は、「地域復興協議会の事例」(P61)で紹介しています。

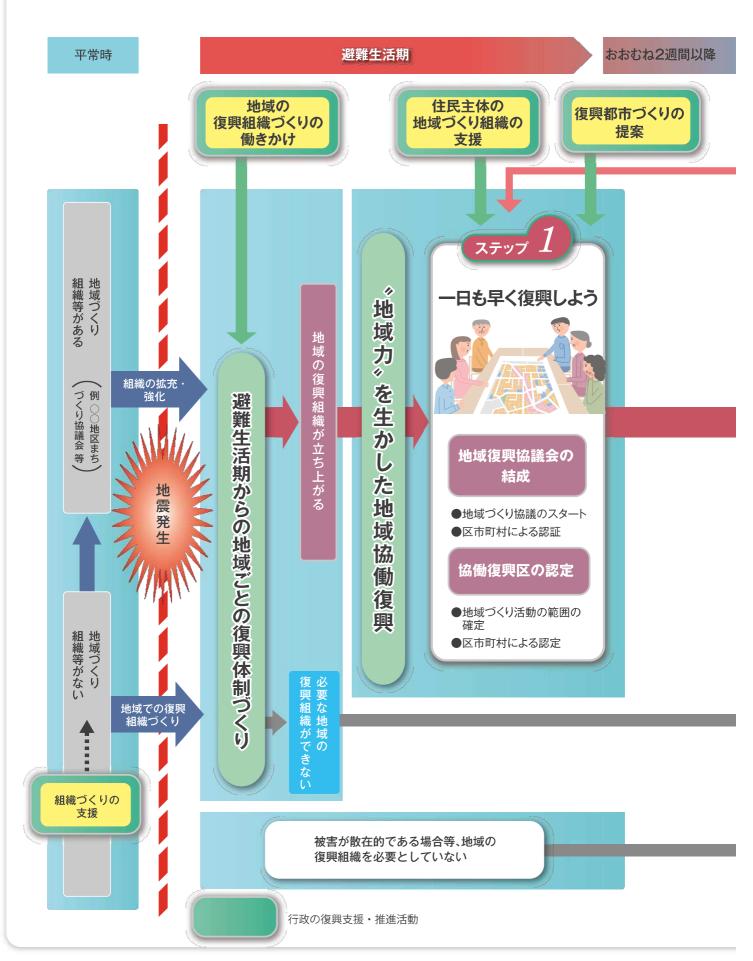
#### 「協働復興区」とは何ですか?

地域復興協議会が活動する区域であり、その範囲は、小学校区や自治会・町会の区域など、日常生活圏程度を想定しています。

#### 協働復興区はどのようにして決まるのですか?

地域復興協議会の申請に対し、区市町村が認定します。

# 図 5 地域復興協議会を核とする復興プロセス



# 復興始動期

おおむね6か月以降 本格復興期

計画づくりの支援・ 時限的市街地づくりの 支援

NPO、ボランティア、 専門家、企業などによる 支援

多様な復興事業 メニューの活用



復興

協

働と連帯による「豊かさにあふれる持続可能

な首都東京」の

再建

# ر $^{-}$ ر کے ج

地域づくりへの 合意形成を進めます

# 時限的市街地の 形成

- ●時限的な生活の場の確保
- ●復興協議への参画

# 地域づくり協議の 本格化・合意形成

- ●自助・共助、公助の連携による地域復興
- ●住民発意、住民主導による 各種地域復興計画の策定

# ステップ 3

地域と行政の協働と 連携による 復興を進めます

## 本格復興の展開

- ●都市復興事業
- ●住宅供給・復興事業
- ●地域産業復興事業
- ●商店街復興事業
- ●地域福祉事業(くらしの 復興事業)



整合性の確保

●行政主導による復興 <sup>都市施設整備</sup>等

●被災者個人による自力復興

自力復興のための各種支援

- ●行政主導による復興
- ●被災者個人による自力復興

住民の主体性や地域の 視点に十分な留意が必要

20

# 3 時限的市街地づくり

# (1) 時限的市街地とは

時限的市街地は、本格的な復興までの時限的な生活の場として、仮設の住宅、店舗、 事務所、集会所、被災者支援拠点や残存する建築物から成る仮設市街地を必要に応じ て整備するものです。

震災後、長期化する復興事業に対応し、本格的な都市復興や住宅再建が完成するまでの期間については、一時的にコミュニティや生活支援、地域産業の維持の場が必要となる場合があります。また、復興まちづくりを進めるため、当該地域の住民や事業者などが、できるだけ多く参加し、復興まちづくり計画について検討し、話し合うことができる場と仕組みが必要です。

# (2)地域復興協議会に期待される活動

被災者が共に復興に力を合わせるため、時限的市街地づくりに取り組もうとした場合、地域復興協議会に期待される活動には次のものが挙げられます。

- 仮設建築物づくりの方針決定、 協働復興区認定の申請
- 避難先等との連絡体制の確立
- 被災者の居住継続意向の確認
- 応急仮設住宅の建設要請
- 協働復興区内での各種仮設 建築物の建設支援★¹

# ★1協働復興区内での各種仮設建築物の建設支援とは

協働復興区内には、地域復興協議会の支援にかかわらず、個人や団体等が様々な仮設の建物を建てることが予想されます。こうした状況の中で、地域復興協議会には、一定のルールのもと、自力仮設住宅\*などの建設に対する支援活動が期待されます。

なお、本編では、地域復興協議会の支援等により、 複数の個人等が協働復興区内に建設する自力仮設住宅を 「共同型自力仮設住宅」と呼びます。

# (3) 時限的市街地づくりの仕組み

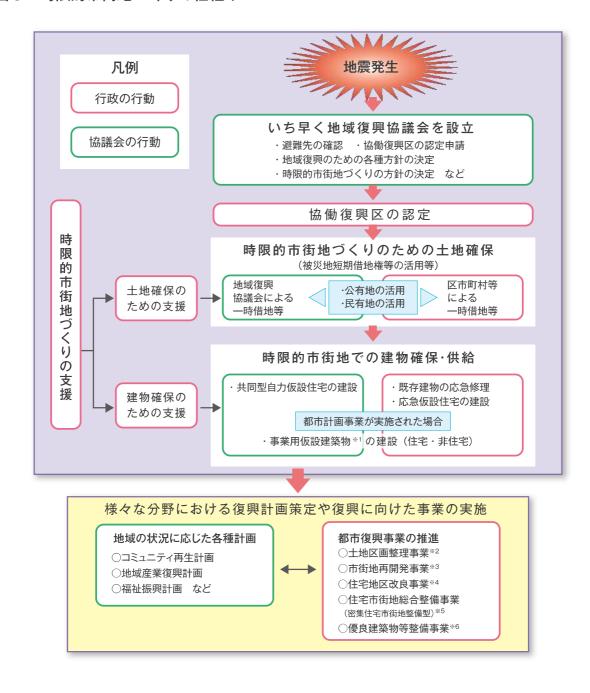
地域復興協議会のこうした主体的な活動に応えて、区市町村は「協働復興区」の認定を行い、東京都は区市町村と緊密な連携を図りながら、被災地短期借地権\*2等を活用した土地の確保や、住宅や店舗など仮設建築物の供給・確保などを支援します。

#### ★ 2 被災地短期借地権とは

大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法(平成 25 年法律第 61 号)第 2 条により指定された地区に所在する土地に設定することができる借地権。存続期間が 5 年以下であり、更新がないなどの特徴がある。

※自力仮設住宅:個人の資力により建設した仮設の住宅

## 図6 時限的市街地づくりの仕組み



- ※1事業用仮設建築物:土地区画整理事業や市街地再開発事業の施行に際し、従前あった店舗や住宅などの除却等による損失補償として、代替の用に供する仮設の建築物
- ※2土地区画整理事業:土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる 土地の区画形質の変更や公共施設の整備に関する事業
- ※3市街地再開発事業:都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、公共施設、建築物の整備などを行う事業
- ※4住宅地区改良事業: 不良住宅が密集し、保安衛生等に関して危険又は有害な状況にある地区において、環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的建設を促進する事業
- ※**5住宅市街地総合整備事業 (密集住宅市街地整備型)**: 密集住宅市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う事業
- ※6優良建築物等整備事業:一定割合以上の空地確保や、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優れた建築物等の整備に対して、共用通行部分や空地等の整備補助を行う事業

# (4)時限的市街地づくりのための具体的施策

東京都は、地域復興協議会が円滑に時限的市街地づくりを行えるよう、区市町村等と連携を図りながら次の施策を実施します。

#### 仮設建築物用地一時貸借のための支援

協働復興区における時限的市街地づくりのために必要な土地は、公園や緑地などオープンスペースとなっている公有地が候補となります。そうした用地が確保できない地域では、被災した民有地の災害廃棄物等を除去し、その跡地を時限的市街地の用地として活用することが必要になるため、都は、区市町村等が民有地を一定期間借地できるよう支援します。

# <主な支援内容>

- オープンスペース情報の提供
- 被災地短期借地権を利用した土地の賃貸借契約締結支援(不動産鑑定士、税理士等の派遣)

#### 仮設建築物整備のための支援

時限的市街地に建物を確保・供給するためには、まず確保した土地の災害廃棄物等を除去し整理することが必要です。また、新しく仮設建築物を建てるだけでなく、半壊している建物を応急修理し、活用を図ることも必要になるため、地域復興協議会が協働復興区で計画する仮設建築物等について円滑に建設できるよう支援します。

#### <主な支援内容>

- 優先的な災害廃棄物除去への支援
- 共同型自力仮設住宅建設に向けた支援
- 事業用仮設建築物の建設

# (5)時限的市街地形成プロセスのイメージ

時限的市街地の形成について、被害が大きい地域及び被害が中程度の地域における プロセスのイメージを示します。

# 【被害が大きい地域におけるイメージ】

# 1 被災直後の状態(被災から2週間まで)

この地区では大半の建物が全壊又は焼失しましたが、いち早く地域復興協議会を 結成し、専門家の支援も得て地域の「復興まちづくり計画」の作成に取り組みました。

# 2 時限的市街地の形成(2週間から6か月まで)

地域による「復興まちづくり計画」ができ、区は焼け跡となった土地を借り、 地域復興協議会に貸し出しました。地域復興協議会は、仮設の住宅や店舗、工 場などの建設を次々に進めました。こうして多くの被災者は従前の居住地を離れ ることなく、暫定的な生活を営むことができるようになりました。

# 3 本格復興へ向けた取組(6か月以降)

区が建設した災害復興公営住宅に他の地区に避難していた人々が戻ってきました。また、商店街の復興事業も進められ、活気が徐々に戻ってきました。

# 【被害が中程度の地域におけるイメージ】

#### 1 被災直後の状態(被災から2週間まで)

この地区ではまだら状に建物が全壊・半壊しました。町会と商店会が連携し、いち早く地域での炊出し等の活動に取り組むとともに、地域復興協議会を結成しました。

## 2 時限的市街地の形成(2週間から6か月まで)

地域復興協議会は、全壊した共同保育所とショートステイ\*の再開を求める 声に応えて、地域の保護者を中心に仮設の建物で共同保育所を再開しました。 また、社会福祉協議会とボランティアによってショートステイも再開し、高齢 の方も地域から離れずに暮らすことができました。

# 3 本格復興へ向けた取組(6か月以降)

共同保育所は元の場所に戻った後、保護者たちを中心としたNPO法人で、ショートステイは地域住民の手によるコミュニティビジネスとして、運営されることになりました。

<sup>※</sup>**ショートステイ**:介護している人が、病気や旅行などのために一時的に介護ができないとき、要介護又は要支援者を施設に一時的に受け入れる事業

# 第3章 分野別の復興プロセス

# 1 都市復興

# (1)都市復興のプロセス

東京都や区市町村は、被害の状況を知り、復興の体制を作るための「家屋被害状況調査\*」、都市復興の基本的な考え方をまとめた「復興方針<都市の復興>」の作成、無秩序な建築の制限を行う建築制限、復興のための具体的な取組をまとめた「復興計画<都市の復興>」の策定等を行います。

なお、復興に当たっては、<mark>都市復興の理念、目標及び基本方針</mark>(令和元年6月)に 掲げる「被災を繰り返さない、活力とゆとりのある高度成熟都市の実現」を踏まえた、 広域的な観点からの復興都市づくりを進めていきます(図8)。

#### ★都市復興の理念、目標及び基本方針とは

首都直下地震等の被災時における迅速で計画的な都市復興に向け、あらかじめ震災復興時の都市 づくりのあり方を共有しておくため、全国各地で発生した大災害の教訓等も考慮して作成した都市復 興の理念、目標及び基本方針です。

東京が、地震や豪雨、暴風、火山噴火などによる自然災害等により被害を受けた場合に、都市復興 の方針・計画の策定や事業を実施する際の指針として活用します。

※今後改定等があった場合には、置き換わる計画等に読み替えて、運用していきます。

#### ア 避難生活期

## ① 家屋被害の調査

被災後直ちに被害がどの程度かを把握するため、東京都と区市町村が連携し、 被災後 10 日以内にあらかじめ抽出した優先調査地区の家屋被害状況調査を実施 します。この調査の結果を踏まえて、第一次建築制限区域指定に向けた準備や、 東京の復興をどう進めるかの検討を開始します。

また、被災後 10 日後から 1 か月以内には、優先調査地区以外の地区の家屋被害状況調査も実施します。

<sup>※</sup>**家屋被害状況調査:**優先調査地区は被災後 10 日、その他の地区は 1 か月の間に、被災後に、建て替えが想定される家屋の被害について、災害対策本部に集まってくる被害情報をもとに、被害状況を把握する調査。調査結果により「被害区域図(災害種類別)」及び「街区別家屋被害度の分布図」を作成する。

#### ② 建築制限

まちづくりの方向が定まる前に被災市街地内で無秩序な市街地形成が進むと、計画的な都市復興・市街地復興の妨げとなるだけではなく、被災者の合意形成にも支障をもたらすことになります。そのため行政は、被災地のうち面整備による抜本的な改造、または部分改造や自立再建への支援などの修復的な改善を予定する市街地復興の対象区域において、必要に応じて建築を制限します。

建築制限には発災後2か月以内で実施する「第一次建築制限」と、発災後2年以内で実施する「第二次建築制限」があります。「第一次建築制限」は建築基準法第84条に基づく制限であり、「第二次建築制限」は被災市街地復興特別措置法第7条に基づく制限です。「第二次建築制限」が実施されると、非常災害のため必要な応急措置等を除いた土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築に許可が必要になります。

# ③ 復興方針<都市の復興>

行政は被災後速やかに都市復興の方向性を示すため、家屋被害状況調査の結果等を踏まえ、被災後2週間以内を目途に復興方針<都市の復興>を策定します。また、策定後は東京都震災復興方針(P9)や区市町村復興方針の一部として公表します。第一次建築制限を実施する場合には、この方針にその趣旨を記載します。

#### イ 復興始動期

# ① 合意形成の核となる地域復興協議会

都市復興に当たっては、本格復興までの時限的な生活の場としての時限的市街地づくりに取り組み、そこでの生活を通じて復興まちづくりのあり方について共通認識を深めていくことが必要です。その被災者の合意形成を育む核となるものが地域復興協議会であり、被災者は、被災の大小にかかわらず、地域復興協議会を設けることができます。

区市町村は地域復興協議会が活動を行う区域を「協働復興区」として認定し、 協働復興区内での時限的市街地づくりや、地域復興協議会の運営に対する支援な どを行います。

## ② 市街地復興の対象区域の指定

区市町村が被災後2週間以内を目途に策定する区市町村復興方針<都市の復興>では、計画的な市街地復興をどこの地域で進めるかを示す市街地復興の対象区域を指定します(表2)。

市街地復興の対象区域のうち、抜本的な改造を予定する市街地改造予定地区については、計画的な復興地域づくりの必要性が最も高い地区なので、行政としても住民や事業者等に対して地域復興協議会の結成を強く働きかけていきます。部分改造や自力再建の支援を予定する市街地修復予定地区においても、住民の発意により地域復興協議会が結成されることが期待されます。

## 表2 市街地復興の対象区域の地区区分

市街地改造予定地区	都市区画整理事業等の面整備事業により抜本的な改造型の復興を予定する地区。
市街地修復予定地区	部分改造や自力再建支援による復興を予定する地区。

なお、被災地のうち市街地復興の対象区域以外が市街地復旧の対象区域となります。そこでは、被災した都市基盤インフラの原形復旧を推進し、被害を受けた住宅等の自力再建を支援します。

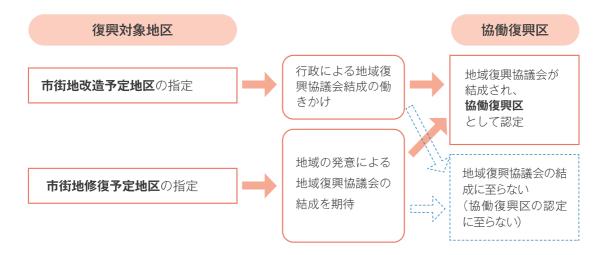
また、市街地復興の対象区域のうち、抜本的な改造を予定する市街地改造予定地区については、計画的な復興地域づくりの必要性が最も高い地区なので、行政としても住民や事業者等に対して地域復興協議会の結成を強く働きかけていきます。市街地修復予定地区や市街地復旧の対象区域においても、住民の発意により地域復興協議会が結成されることが期待されます。

## ③ 協働復興区の認定

地域復興協議会が住民主体の復興地域づくりを進めていく地域を、復興対象地区とは別に、「協働復興区」として認定します。

協働復興区のうち、被災前から地域住民と行政が地域づくりの検討を進めており、おおむね合意形成がなされていたところでは、協働復興区の認定後、さほど時間を必要としないで都市計画決定がなされるケースも想定されます。

## 図7 復興対象地区と協働復興区の関係



## ④ 復興計画<都市の復興>等の策定

復興都市づくりを円滑に始動し、行政・住民が共通の目標を持って進めていくためには、都市づくりの骨格部分の考え方を早期に示す必要があります。そのため、東京都震災復興方針〈都市の復興〉の考え方をより具体化したものとして、東京都震災復興計画(原案)〈都市の復興〉を被災後2か月以内に、更には、この骨子案を踏まえて具体的な復興施策を体系的に取りまとめた東京都震災復興計画〈都市の復興〉を被災後6か月以内に策定します。また、策定後は東京都震災復興方針(P9)や区市町村復興方針の一部として公表します。

#### ウ本格復興期

東京都震災復興計画<都市の復興>等に基づき、復興事業を進めていきます。

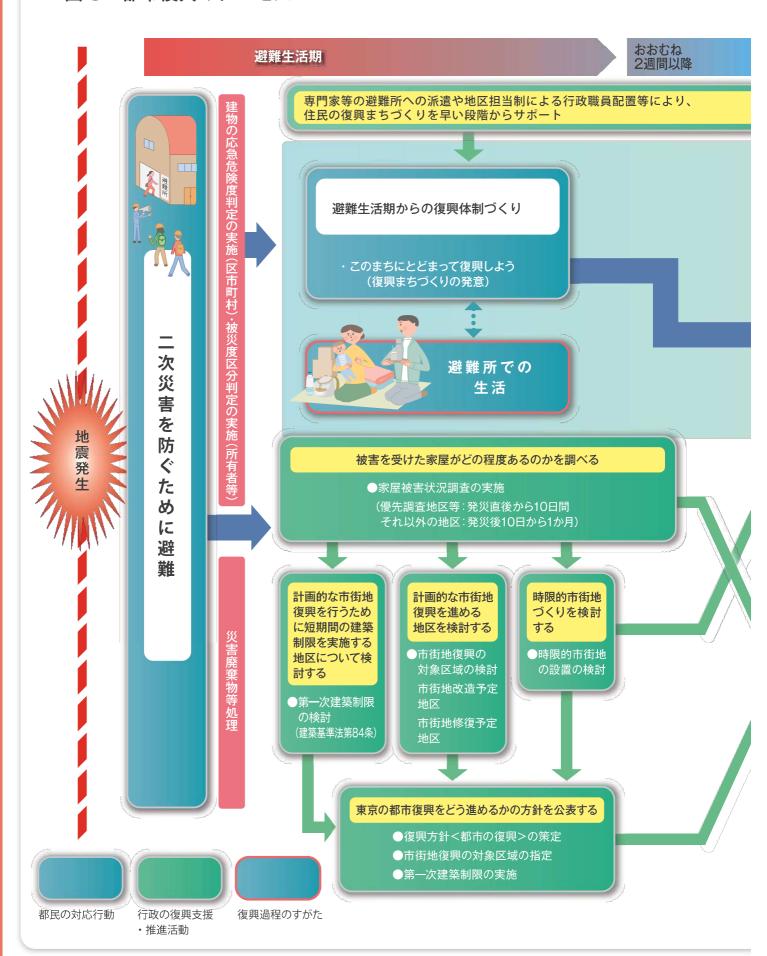
なお、土地区画整理事業などの都市計画事業ではなく、地区計画\*や各種の任意 事業によって復興まちづくりを進めることが適切と判断される地区(市街地修復予 定地区)については、地域復興協議会が行政と連携して復興まちづくり計画の検討 などを進めていくことになります。

市街地修復予定地区で地域復興協議会の結成に至らなかった地区及び市街地復旧の対象区域では、行政は被災した都市基盤施設の原形復旧を進めるとともに、必要に応じて個別の建替えを支援していくことになります。

いずれの地区においても合意形成が成立したところから順次各種の都市復興事業を進めていくことになります。

<sup>※</sup>**地区計画**:都市計画法に基づき、地区レベルの視点から、道路、公園等の配置・規模や建築物の用途・形態等についての地区特性に応じたきめ細かい規制・誘導を行う制度

# 図8 都市復興のプロセス



- ●都市復興の理念、目標及び基本方針を踏まえた都市復興を進めます。
- ●地域の被害状況に応じた復興事業を迅速かつ円滑に進めます。
- ●地域復興協議会の結成を促進し、協議会が活動を行う区域を「協働復興区」として認定します。
- ●時限的市街地づくりと復興まちづくり計画への合意形成を図りながら、各種都市復興事業の速やかな推進を図ります。

地域復興協議会の参加及び主体的活動

## 復興始動期



## 本格復興期

おおむね6か月以降

## 地域復興 協議会の 結成と活動 の開始

地域復興 協議会の活動 の本格化

- ●時限的市街地 づくりの活動
- ●住宅、産業、 くらしの復興 の検討

# 復興協議の 本格化

- ●復興まちづ くりのあり 方の検討
- ●住宅、産 業、くらし の復興のあ り方の検討

#### 復興計画への 合意形成

- ●復興まちづ くり計画等へ の合意形成
- ●住宅、産業、 くらしの復興 計画との調整

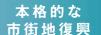
## 地域復興協議会の 総合的な地域 づくり活動の展開

- ●都市復興事業の実施に当たっての道路や公園等の施設整備への参画
- ●介護や保育等の活 動
- ●行政との調整

# 時限的市街地づくりを支援する

- ●時限的市街地づくりの方針 や時限的市街地計画の策定
- ●時限的市街地の建設・運営
- 協働復興区の認定と地域復 興協議会への支援
- ●借地や仮設建築物整備等の 時限的市街地づくりの支援

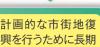






都市づくりの骨格と なる考え方を示す

●復興計画(原案) <都市の復興>の策定



●第二次建築制限の 実施(被災市街地 復興特別措置法第7条)

間の建築制限をする

## 都市復興事業等の計画を定める

- ●新たな復興まちづくり事業や地区計画の 都市計画決定
- ●住宅・産業・くらしの復興計画との調整



#### 復興計画<都市の復興>を策定する

●復興計画(原案)<都市の復興>を 修正・肉付けし策定する

#### 都市復興事業の推進

- ●土地区画整理事業
- ●市街地再開発事業
- ●住宅地区改良事業
- ●住宅市街地総合 整備事業 (密集住宅市街地整備型)
- ●優良建築物等 整備事業

# (2)都市復興に関する都の施策

調査			
1 家屋被害状況調査	○家屋の被害状況を調査し、「被害区域図(災害種類別)」及び「街区別家屋被害度の分布図」 を作成		
方針			
2 東京都震災復興方針 <都市の復興>	○当該被災に対する東京都全体の広域インフラや土地利用等の都市復興の方向性について都 民に示す東京都震災復興方針<都市の復興>を策定し、東京都震災復興方針として公表		
3 第一次建築制限	○区と、特定行政庁である多摩11市(八王子市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、日野市、立川市、国分寺市、西東京市、小平市)以外の市町村について・区市町村が作成する区域案を調整し、建築制限区域の指定及び建築指導の実施・指定確認検査機関への内容の連絡・区市町村と調整し、必要に応じて建築制限期間の延長を実施・必要に応じて、仮設建築物に対する制限の緩和を行う区域を指定 ○臨時相談窓口の設置及び都市復興に関する相談窓口の設置 ○区市町村からの確認申請業務や復興相談所についての要請に基づき、他自治体や公的機関職員及び学会等に対して、応援要請を行い、配分調整を実施		
4 時限的市街地	<ul> <li>○利用可能なオープンスペースの把握、暫定利用・転用のあり方を検討</li> <li>○時限的市街地づくりの方針及び時限的市街地計画を作成</li> <li>○区市町村との役割分担のもとに、時限的市街地におけるまち・住宅・産業・くらしの復興の促進</li> <li>○区市町村が認定する協働復興区において、地域復興協議会が行う時限的市街地の形成等に関わる活動について、区市町村と連携して支援</li> </ul>		
5 市街地復興の対象地区	○区市町村作成の復興対象地区の区分案について、広域的な観点からの調整、隣接区市町 村間の整合の確認・調整		
計画			
6 東京都震災復興計画 (原案) <都市の復興>	○広域的なインフラや土地利用等の主要な都市計画の決定の方針等を都民等に示す東京都震災復興計画(原案) <都市の復興>を策定し、東京都震災復興計画(原案) として公表○原案の検討に当たっては、「東京都都市復興基本計画検討委員会」(専門家会議) による専門的見地からの意見又は助言を得る		
7 第二次建築制限	○区市町村が作成する被災市街地復興推進地域(案)を広域的な視点から調整 ○区と、特定行政庁である多摩11市以外の市町村の区域等での建築指導の実施。また、指 定確認検査機関への内容の連絡 ○被災者総合相談所を設置		
8 東京都震災復興計画 <都市の復興>	○東京都震災復興計画(原案) <都市の復興>について、区市町村や国と調整し、都民等に 提示し、意見を集約した上、東京都震災復興計画<都市の復興>を策定し、東京都震災復 興計画として公表 ○東京都震災復興計画<都市の復興>を東京都震災復興計画の部門別計画として公表		
事業			
9 事業	○策定した各計画に基づく広域インフラ事業、主要インフラ事業、地域別復興まちづくり事業について、各事業間の調整や、関係機関や都民等との調整を図り、事業計画を策定する。 その後、事業を実施		

# 2 住宅復興

# (1) 住宅復興のプロセス

住宅復興に当たっては、自力による復興を基本として、まちづくりと連携しなが ら、次の施策を進めていきます(図10)。

# ア 住宅被害の調査等による使用可能住宅への対応

区市町村を主体とした調査等や、住宅の被 害状況、応急危険度判定\*等を実施のうえ、使 用可能な住宅については、応急修理や本格補 修により、可能な限り使用できるよう支援体 制を整えます。







応急危険度判定 判定結果のステッカー

判定結果に応じ、3種類のステッカーのいずれかを建物の 出入口等、建物外側の見やすい位置に貼ることで、建物所 有者・使用者、歩行者等に周知

- <危 険>この建築物に立ち入ることは危険
- <要注意>立ち入る場合は十分注意
- <調査済>使用可能

# イ 応急的な住宅の供給・確保

自力で速やかに住宅を確保することができ

ない被災者が避難所等から一日も早く出られるよう、応急仮設住宅等(公的住宅等 の空き住戸の活用、民間賃貸住宅の借上げ、新規建設による仮設住宅)の供給量を 早急に算定し、その整備のための施策を推進する必要があります。

その際、被災者が状況に応じて選択できるよう、できるだけ多様な応急住宅対策 を講じます。具体的には、利用可能な公的住宅等(都営住宅、都民住宅、東京都住 宅供給公社一般賃貸住宅、区市町村住宅、都市再生機構住宅、東京都職員住宅、国 家公務員宿舎)を確保します。また、使用可能な住宅の応急修理や応急仮設住宅の 供給(民間賃貸住宅の借上げ、新規建設による仮設住宅)を行います。供給に当たっ ては、できる限り従前居住地での時限的な生活の場の確保に努め、コミュニティ維 持を支援するなど、まちづくりとの連携を図ります。

#### 応急仮設住宅



スロープを配し、バリアフリーに配慮







<大島町>

<岩手県釜石市>

<新潟県小千谷市>

(写真提供 中:国土交通省 右:明治大学)

<sup>※</sup>応急危険度判定:被災後できる限り早い時期に、建築物の被災状況を調査し、当面の使用に当たっての危険性 について判定するもの。実施主体は、民間住宅は区市町村、民間事業所は建築物の管理責任者、公共施設は管 理責任者である国又は地方公共団体となる。判定は応急危険度判定員(防災ボランティア等)が行う。

応急仮設住宅の新規建設に当たっては、オープンスペース等利用計画により確保 された公有地等のほか、民有地も活用し、被害状況を踏まえ、適切な方法により供 給します。

震災発生後、地権者などから、提供の申出があった民有地を使用する場合には、 所有者等との間で借地期間や借地料等について、契約関係を明確にします。

## 図 9 応急住宅対策

既存ストックの活

応急仮設住宅等の供与

# 公的住宅等の空き住戸の活用

・都営住宅、都職員住宅、公社一般住宅、区市町村住宅等の空き住戸を活用 ※災害救助法に基づく応急仮設住宅ではないが、被災者の住まいとして活用

# 民間賃貸住宅の借上げ(賃貸型応急住宅)

・被災者が自ら不動産仲介業者等を通して物件を探し都に申請する「自ら探す 方式」、又は被災者の希望に応じた物件を都が被災者に照会し、被災者が物件 を選定する「マッチング方式」により、都が民間賃貸住宅を借上げて被災者 へ提供

新規建設

## 新規建設による仮設住宅(建設型応急住宅)

・プレハブ住宅、木造住宅等の新規建設により、被災者へ提供

## 被災した住宅の応急修理

・住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理、日常生活に必要な最小限度の部分の修理を実施 ※応急仮設住宅に入居する場合は、原則利用できません。

※支援制度の詳細は、P59を参照

### ウ 本格復興と自力での再建に対する支援

本格復興に際しては、過去の震災での経験も踏まえ、自力での再建に関する情報 提供や被災者の相談に対応できる体制を整備するとともに、個人による自力再建を 側面から支援する施策の充実を図ります。

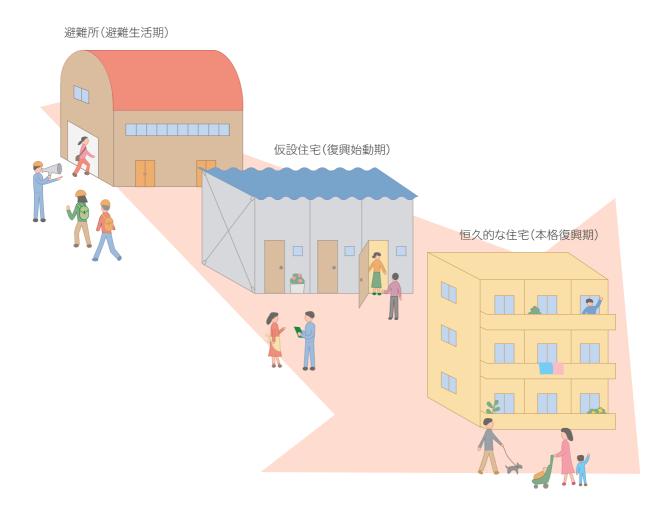
併せて、地域復興協議会との連携・協力のもとにまちづくりの各種専門家による 支援を促進するなど、住宅再建とまちづくりの連携を図ります。

### エ 民間住宅の供給支援

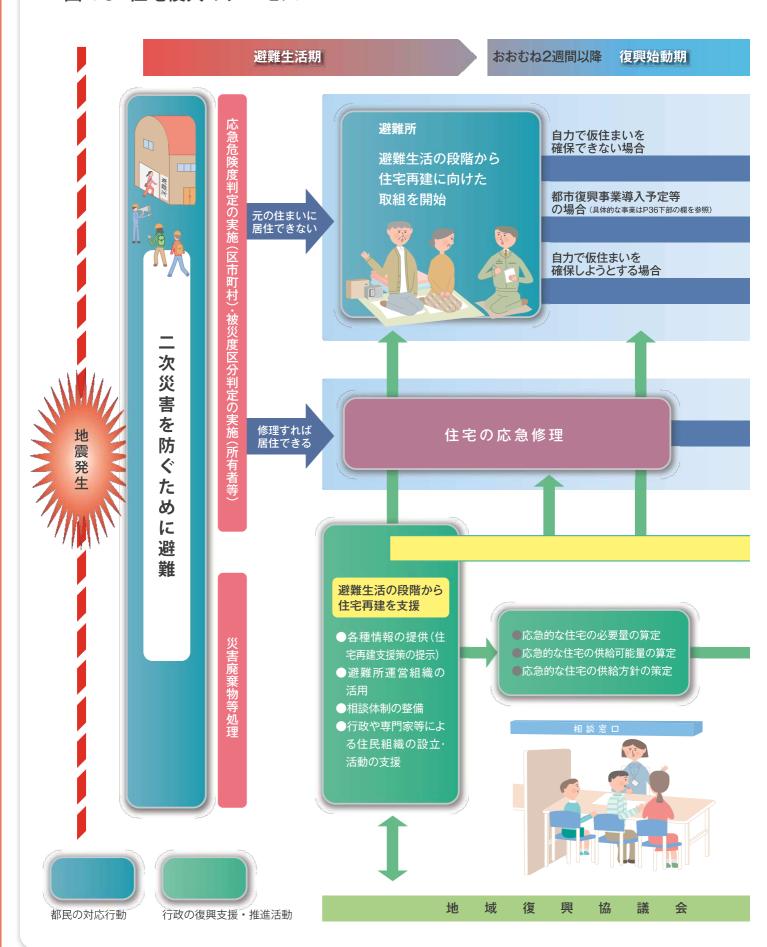
被災者が、自力再建に向けて良質な民間賃貸住宅、分譲のマンションや戸建て住宅などを確保できるようにするため、多様な支援メニューにより民間住宅の供給を促進します。

### オ 公的住宅の供給

これらの施策によってもなお自力での再建が困難な被災者に対しては、公営住宅等の公的住宅を供給していくことが求められます。このため、被災者のニーズ、将来の人口動向、用地取得の可能性等の諸事情を総合的に勘案した上で、広域的・長期的な視点に立って施策を推進します。



## 図 10 住宅復興のプロセス



●「応急的な住宅の確保」、「自力での再建に対する支援」、「民間住宅の供給支援」及び「公的住宅の 供給」により、まちづくりと連携しながら、震災発生後できるだけ早期に被災者に対して住宅復興 への道筋を明示するとともに、できるだけ多様な住宅対策を講じます。

#### おおむね6か月以降 本格復興期

### 応急的な住宅の確保

応急仮設住宅等

(公的住宅等の活用、民間賃貸住宅借上げ、新規建設)

事業用仮設住宅

自力仮設住宅 ・自力移転



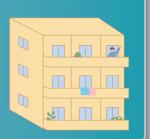
### 本格的な住宅の再建

持家(戸建・マンション)の再建

新築持家 (戸建・マンション)の購入

民間賃貸住宅への入居

公的賃貸住宅への入居





#### 住宅の本格修理

### 情報提供及び相談の実施

#### 応急的な住宅の整備

- ●応急仮設住宅の建設 等
- ●応急仮設住宅等の供給 方策の拡充
- ●復興まちづくりに向け、 できる限りコミュニティ 維持・形成に配慮した 選定基準・入居条件の 設定
- ●恒久的な住 宅の供給量 の算定 ●住宅復興計

画の策定

# 自力での住まいの確保への支援

- ●住宅の取得等に対する支援
- ●マンション等の再建に対する支援
- ●民間住宅の供給促進
- ●住まい・まちづくり活動への支援

#### 公的住宅等の供給

- ●公営住宅等の建替等
- ●災害復興公営住宅の建設等
- ○公社・機構住宅の供給促進
- ●安全で快適な住宅・住環境の整備支援 ●福祉のまちづくりの推進

## 都市復興事業との連動

- ●土地区画整理事業
- ●市街地再開発事業
- ●住宅地区改良事業
- ●住宅市街地総合整備事業 (密集住宅市街地整備型)
- ●優良建築物等整備事業 等

- ●時限的市街地づくり方針の策定
- ●時限的市街地計画の策定



び 0 参 加 及 主 体 的 活 動

# (2) 住宅復興に関する都の施策

応急的な住宅の供給方針の策定			
心思的な住宅の供給方			
1 住宅の被害状況 の判定	【民間住宅の応急危険度判定の実施】 ○被災直後において、二次災害を防止するため、区市町村が主体となって、被災した民間住宅について、応急危険度判定員が、余震等による倒壊や転倒などの危険性を迅速に調査・判定し、調査結果を建物等に掲示 【都営住宅等の応急危険度判定の実施】 ○被災直後において、二次災害を防止するため、都営住宅、公社一般賃貸住宅等について、設置・管理者が主体となって、余震等による倒壊や転倒などの危険性を迅速に調査・判定し、調査結果を建物等に提示 【民間住宅の被災度区分判定*】 ○被災した住宅について建替えか補修かを判断するため、民間住宅の所有者や管理者が、建築構造技術者等に依頼し、被災度区分判定を実施できるよう、事前及び被災後に被災度区分判定制度を周知 【都営住宅等の被災度区分判定の実施】 ○速やかな住宅の復旧・復興に向け、被災した都営住宅、公社一般賃貸住宅等について、建替えか補修かを判断するため、住宅の設置・管理者として、都・東京都住宅供給公社等が被災度区分判定等を実施		
2 応急的な住宅の 必要量の算定	【応急仮設住宅等全体必要量の算定】 ○住宅の被害概況の分析により、震災直後における応急仮設住宅等の必要量を概算すると ともに、住宅の被害状況を把握し、応急仮設住宅等の全体必要量を算定		
3 応急的な住宅の 供給可能量の算定	【公的住宅等の空き住戸の確保】 ○都営住宅、都職員住宅の空き住戸を確保するとともに、都内の公社一般賃貸住宅、区市町村住宅、都市再生機構住宅、国家公務員宿舎の供与について協力を要請 【民間賃貸住宅の確保】 ○事前協定に基づき、協力団体に対して、被災者への民間賃貸住宅の空き住戸の提供について協力を依頼 【建設可能用地の確保】 ○オープンスペース等利用計画などを参考として、区市町村や関係局等と調整の上、まず公有地を建設候補地として確保 【建設可能量の把握・算定】 ○応急仮設住宅の新規供給を迅速かつ計画的・効率的に行うため、速やかに被災直後の現地調査及び関係団体等と連絡・調整を行い、供給可能量を把握・算定 【応急的な住宅の供給可能量の算定】 ○応急仮設住宅等の全体必要量及び供給可能量の算定結果に基づき、供給量を算定 ○甚大な災害の場合には、災害救助法や9都県・不動産業団体との協定に基づき、道府県での応急仮設住宅等(公的住宅の空き住戸の活用、民間賃貸住宅の借上げ、新規建設による仮設住宅)の確保を要請		
応急的な住宅の整備			
4 被災住宅の 応急修理	【民間住宅の応急修理】 ○災害救助法が適用された地域内において、震災によって大規模半壊・半焼・準半壊した民間住宅のうち、利用が可能な住家に対して、居住に必要な最低限度の応急修理を実施【公的住宅等の補修・補強】 ○被災度区分判定等により補修・補強が必要とされた公的住宅等について、迅速・適切に補修・補強工事を実施		
5 応急的な住宅の整備	【公的住宅等の空き住戸の活用】 ○都営住宅、都職員住宅の使用可能な空き住戸を確保し、活用。また、公社一般賃貸住宅、区市町村住宅、都市再生機構住宅、国家公務員宿舎の供与について協力を要請し、併せて活用【民間賃貸住宅の提供】 ○事前協定に基づき、関係団体に対して、民間賃貸住宅の提供の協力を依頼し、応急仮設住宅として被災者に供与 【応急仮設住宅の建設等】 ○応急仮設住宅の建設に当たっては、公有地等のほか、民有地も活用 ○想定される入居者層の世帯規模や高齢者・障害者・子育て世帯など要配慮者等の利用に配慮するほか、公共施設、社会福祉施設、生活利便施設等へのアクセスなど、可能な限り、想定される入居者のニーズに配慮。なお、高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅の設置を検討 ○必要に応じて団地内の自治活動等のための集会施設等を付設		

※被災度区分判定: 応急危険度判定が実施された後などに震災建築物の復旧を目的として、建築物の所有者等が 建築構造技術者等に依頼して実施するもの。震災建築物の、主に構造躯体に関する被災度を区分判定し、継続 使用するための復旧の要否を判定するために実施。

	【道府県での応急仮設住宅等の確保】 ○甚大な災害など、都内の応急仮設住宅等の全体供給量が、全体必要量を下回る場合、災害 救助法や9都県・不動産業団体との協定に基づき、道府県での応急仮設住宅等(公的住宅 等の空き住戸の活用、民間賃貸住宅の借上げ、新規建設による仮設住宅)の確保を要請	
【入居選定基準・募集計画の策定】 ○入居の募集に先立ち、入居者選定基準を策定し募集計画を作成 選定の基準・入居条件等については、できる限り従前コミュニティの維持・形 者等の要配慮者等に配慮 【入居者の募集・選定】 ○入居募集に当たっては、被災者に対して、募集情報を迅速かつ的確に伝達 ○入居者の募集・選定は、原則として区市町村が実施 【入居の手続】 ○区市町村及び東京都の入居者選定に基づき、住宅管理者等が入居手続を実施		
7 入居者の管理	【応急仮設住宅等入居者の管理】 ○区市町村に入居者管理事務を依頼し、応急仮設住宅等の入居者の安否確認を行うととも に、応急仮設住宅支援員の活用などにより、生活支援サービスを実施	
住宅復興計画の策定		
8 恒久的な住宅の 供給量の算定	【全体必要量の算定】 ○災害対策本部に報告・伝達される住宅等の家屋被害状況調査報告とともに、被災直後に実施する被災者生活実態調査の結果等を総合的に分析し、恒久的な住宅の全体必要量を算定 【供給可能量の算定】 ○恒久的な住宅について、供給主体別(公・民)に供給可能量を算定 【供給量の算定】 ○恒久的な住宅の全体必要量及び供給可能量の算出結果に基づき、地域別・タイプ別供給戸数を決定し、供給量を算定	
9 住宅復興計画の 策定	【計画策定体制の整備】  ○住宅復興計画を策定するに当たり、計画の客観性を担保し、充実度を高め、各方面の協力を確保するため、住宅復興計画委員会を設置 【計画の策定】  ○策定に際しては、東京都震災復興本部長(以下「復興本部長」という。)が策定する東京都震災復興方針及び震災復興検討会議の提言を踏まえて復興本部長が策定する東京都震災復興計画等との整合を図るとともに、住宅復興計画委員会からの助言・提言等を得て、計画を策定	
公的住宅の供給		
10 公営住宅等の 整備等	【公営住宅等の新築・建替え】 ○公営住宅の供給に際しては、被災者のニーズ、将来の人口動向、用地取得の可能性等の諸事情を総合的に勘案した上で、広域的、長期的な視点に立って施策を推進 ○自力での住まいの確保のための各種支援の施策によってもなお自力での住まいの確保が困難な被災者に対しては、災害公営住宅の供給を図る。その際、社会福祉施設等の併設などにも配慮 ○災害公営住宅については、区市町村等の供給支援を図る。災害公営住宅の建設には、公営住宅法による国の補助の特例が利用できる場合があることに留意 ○被災度区分判定等により、建替えが必要となった都営住宅については、速やかに建替え等を実施 【公営住宅等の買取り・借上げ】 ○住宅の復興は、自力での住まいの確保を基本とするが、各種支援の施策によってもなお自力での住まいの確保が困難な被災者に対しては、公営住宅供給により支援。用地の取得が困難である中で、迅速な供給が求められることから、区市町村等が災害により公営住宅の買取り・借上げを行う場合に支援 【公社・機構住宅の供給促進】 ○被災により全壊・半壊となった公社・機構住宅について、速やかに建替え等を行うよう、東京都住宅供給公社、都市再生機構に要請、また、良質な賃貸住宅の早期供給に向け、協力を要請	
11 被災者の円滑な 入居	【一時使用から正式入居への移行】 ○応急仮設住宅等として公営住宅等を一時使用している入居者に対して、意向調査を実施した上で、一定の要件を満たす入居者について、一時使用から正式入居へ移行 【入居者の募集・選定】 ○公営住宅等の入居募集に当たっては、被災者に対して募集情報を迅速かつ的確に伝達 ○入居者の選定については、住宅に困窮する低所得者のうち、高齢者や障害者などを優先するとともに、住宅団地などの従前コミュニティの維持や、従前居住地からの距離、ミックスト・コミュニティ※などにも配慮	

**<sup>※</sup>ミックスト・コミュニティ**: 年齢や職業、所得水準などの異なる人々が同じ地域で、共に交流して暮らせるようなまちづくり、地域社会のこと。

自力での住まいの確保へ	への支援		
12 マンションの 再建に対する支援	【マンション建替えの合意形成等に係る支援】 ○被災した分譲マンションの再建を速やかに実施するため、合意形成の促進に向けて、アドバイザーの派遣などにより支援 【マンション建替え・補修に係る支援】 ○被災後においては、平常時に比べて資金の調達が困難になることが予想されるため、被災した分譲マンションの建替え及び補修等に対して支援を行う。また、既存不適格建築物*1等のマンション建替えについては、総合設計制度*2等の活用による、再建の支援を検討		
13 住宅資産活用等に よる住宅再建支援	【高齢者等の居住安定のための住宅再建支援】		
14 民間賃貸住宅 入居支援	【民間賃貸住宅入居者に対する支援】 ○区市町村による居住支援協議会 <sup>※3</sup> の活動を推進し、応急仮設住宅等に入居する被災者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進 ○新規建設した応急仮設住宅からの移転者や、応急仮設住宅としての民間借上げ住宅などに入居後2年を経過した被災者のうち、民間賃貸住宅に入居する者について、一定期間、家賃負担の激変緩和措置などの支援を検討		
15 住まい・まちづくり 推進体制	【住まい・まちづくり活動への支援】  ○建物や敷地の共同化など、住宅の再建に合わせた民間住宅の供給促進・支援を図るとともに、住まい・まちづくりに関する多様な情報提供の仕組みを構築することにより、住まいづくり・まちづくり活動を支援し、良質な住宅を供給 【まちづくりとの連携】  ○建物や敷地の共同化など、住宅の再建に合わせた民間住宅の供給促進・支援を図るとともに、市街地再開発事業等により、まちづくりと一体となって、良質な住宅を供給		
16 情報提供・相談 体制の整備	【情報提供・相談体制の整備】 ○被災者の自力での住まいの確保を促進するため、被災者総合相談所に住宅相談窓口を設置するなど、関係団体等と連携・協力を図りながら、応急仮設住宅等への入居から住宅再建に至るまでの各種事業等の情報提供や相談を実施		
安全で快適な福祉のま	ちづくりの推進		
17 安全で快適な住宅・住環境の整備	【耐震・不燃化の促進】 ○被災後の東京を災害に強い都市とするためには、耐震・不燃化の促進が必要となるため、 土地区画整理事業や市街地再開発事業等の基盤整備事業を推進するとともに、不燃建築 物への建替え等を促進し、安全なまちづくりを推進		
18 福祉のまちづくり の推進	【住宅・住環境のバリアフリー化の促進】 ○震災後のまちづくりにおいては、災害に強い都市づくりと並んで、すべての人にやさしいまちづくりを進める必要があるため、住宅・住環境のバリアフリー化を促進し、福祉のまちづくりを推進 ○グループホーム等地域の実情に応じた福祉施策と連携のとれた住宅サービスの提供を推進		
19 災害廃棄物等の処分 及び発生の抑制等	【資材・設備等の再利用、災害廃棄物等の処分】 ①地球環境の保全及び循環型社会の形成の視点から、応急仮設住宅などの撤去に伴い、発生する不要資材及び住宅設備等について、可能な限り再利用 ○被災住宅の撤去等に当たって、リサイクルの徹底が図られるよう、普及啓発を実施		

- **※1既存不適格建築物**:建築基準法や条例の施行、適用の際、現に存在する又は工事中の建築物で、その時点で 法令等の規定に適合しないもの。
- ※2総合設計制度:一定規模以上の敷地面積及び一定割合以上の空地を有する建築計画について、その計画が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、市街地環境の整備改善に資すると認められる場合に、各特定行政庁の許可により、容積率、斜線、絶対高さの各制限を緩和する制度。
- ※3居住支援協議会:住宅確保要配慮者(高齢者、障害者、被災者等)の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が住宅情報の提供等の支援策を実施する組織。都は平成26年に東京都居住支援協議会を設立し、区市町村居住支援協議会の設立促進及び活動支援を行っている。

# 3 産業復興

### (1)産業復興のプロセス

産業復興に当たっては、次のとおり、産業復興方針を策定の上、施策を総合的に 展開します(図 11)。

### ア総論

都として総合的に産業復興を進めていくため、緊急的対応、中長期的対応など、 復興の段階に応じた産業復興の方向性を明らかにし、それに基づき施策を進めます。

### イ 中小企業施策

中小企業の事業再開に対する支援策として、再建までの一時的な事業スペースの確保支援、施設の再建のための金融支援、取引等のあっせん、物流の安定など、速やかな再建に向けての総合的な対策を展開します。また、産業の復興に当たっては、中小企業の産業活力を高めていく必要があることから、事業者の新分野進出、事業転換等への動きを積極的に支援・促進するなど、企業現場の意欲を活かした産業活性化策に取り組みます。

### ウ 産業・エネルギー施策

企業等の事業再開に必要となるエネルギー供給について、電力需給ひっ迫時の節電行動のよびかけなど、供給の安定化を図ります。

### 工 観光施策

観光は、関連する産業のすそ野が広く、地域経済に与える影響も大きいことから、 安全性や生活基盤の安定を図りつつ、中長期的な観点で施策を進めていく必要があ ります。

そのため、都内外に対し、観光復興キャンペーン等の開催などを通じて都市イメージを回復し、観光客等の誘致へとつなげることで、復興を促進します。

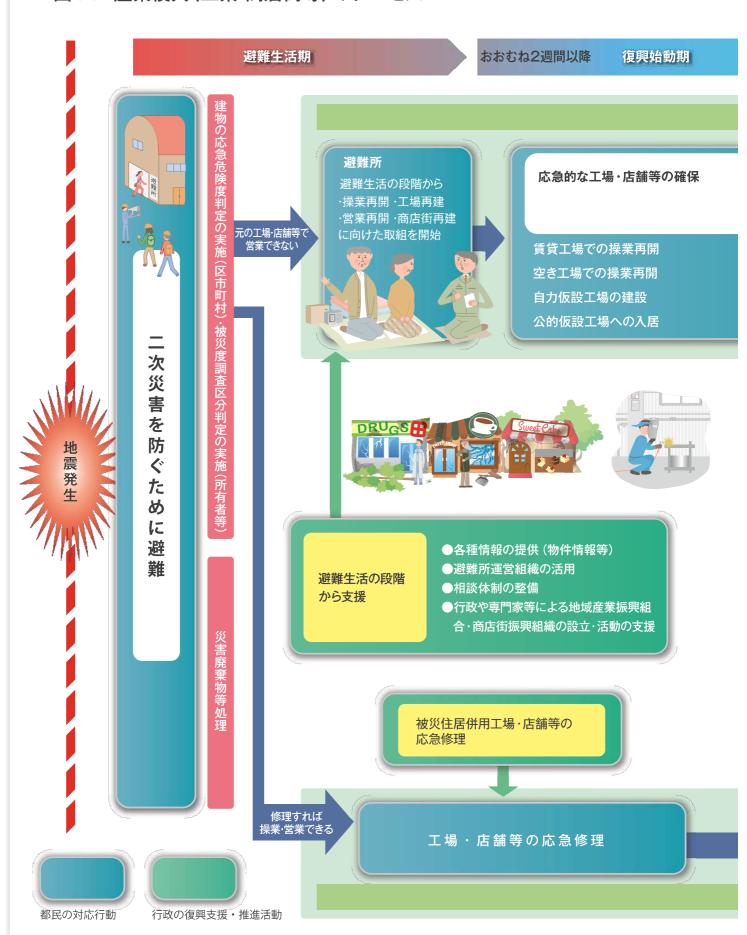
#### 才 農林水産業施策

被災した農林水産業者の速やかな生活再建と都民に対する生鮮食料品の安定供給を促進するため、農林漁業施設の速やかな再建を支援し、物流の安定化を図ります。

#### カー雇用・就業施策

都民が速やかに自立し、生活再建を図るためには、経済的な基盤の確保が前提となります。そこで、雇用維持対策により失業者の発生を未然に防ぐとともに、離職を余儀なくされた都民の速やかな再就職を促進します。

### 図11 産業復興(工業・商店街等)のプロセス



- ●震災からの産業の復興に当たっては、早期の事業再開等が円滑に進むよう支援するとともに、 中長期的視点に立ち、東京の産業振興を図る施策を進めていきます。
- ●復興過程においては、自力による再建までの一時的な事業スペースの確保への支援、施設再建のための金融支援、 取引等のあっせん、物流の安定など、総合的な対策を展開します。
- ●地域コミュニティの核である商店街については、既存振興施策を活用し、早期の復興を図り、まちのにぎわい 創出につなげます。

### おおむね6か月以降 本格復興期

#### 地 域 復 興 協 議 会 の 参 加 及 び 主 体 的 活 動

商店街においては 仮設であっても"街"として の形成が重要

露店・屋台・棚車での営業再開 空き店舗での営業再開 自力仮設店舗の建設 公的仮設店舗への入居

### 本格的な工場・店舗等の再建

工場の再建 本設工場への入居 本格操業の再開 店舗・共同施設の再建 本格営業の再開



### 一時的な事業スペースの 確保支援

- ●賃貸型共同仮設工場·店舗 の設置·提供
- ●共同仮設工場·店舗を設置 する組合等への支援
- ●融資制度の円滑利用のため の相談支援
- ●物件情報等の提供

- ●新たな産業構造の創出
- ●規制緩和による産業活動の活性化
- ●施設の再建のための 金融支援
- ●取引等のあっせん
- ●物流の安定
- ●相談・指導体制の整備



### 各種地域づくり事業との連動

●福祉のまちづくりの推進

●時限的市街地づくりの方針の策定

●時限的市街地計画の策定

被災住居併用工場・店舗等の 本格修理

工場・店舗等の本格修理

地 域 復 睴 協 議 会 0 参 加 及 び 主 体 的 活 動

# (2)産業復興に関する都の施策

産業復興方針の策定			
1 復興体制の整備	○被災後、直ちに各産業の被害状況を把握し、それに対応した的確な支援策を講じるととも に、早期に産業復興計画の策定を行うため、復興体制を整備		
2 産業復興計画の策定	<ul> <li>○被災直後の被害状況の早急な把握とともに、復旧状況を定期的に把握し、それらを支援策に的確に反映</li> <li>○被災後に緊急対応が必要な事項の選定と実施</li> <li>○産業活動の活性化を図る上で必要となる規制緩和等について検討。また、税制面での支援、助成制度の拡充・創設等について検討</li> <li>○現行法令の弾力的な運用及び必要な改正について、国への提案要求を検討</li> <li>○新たな支援制度創設の必要性が認められる場合には、速やかに制度の枠組みを整え、その趣旨と内容について周知</li> <li>○緊急的対応後の産業復興を総合的かつ中長期的な視点から進めていくため、産業復興計画を策定</li> </ul>		
3 相談・指導体制の 整備	○雇用の確保や事業の再建に不安を抱えている従業者、離職者、事業主等のために相談窓 □を設置		
4 その他 (各施策共通)	○被災後の事業経営の安定化を図るため、物流ルートに関する情報提供の実施 ○海上及び河川を利用した輸送ルートの確保並びにその活用 ○国への激甚災害指定等の申請		
中小企業施策			
5 一時的な事業 スペースの確保支援	<ul> <li>○一時的な事業スペースの確保が困難な事業主に対し、賃貸型の共同仮設工場及び共同仮設店舗を設置・賃貸することにより、これら事業主の自立再建を支援</li> <li>○自力で共同仮設工場や共同仮設店舗を設置し、一時的な事業スペースを確保しようとする組合等に対し、計画策定や経費等の面で支援を実施</li> <li>○各種融資制度を円滑に利用できるよう相談支援等を強化</li> <li>○事業所の再建等に向けて一時的な事業スペースの確保を求めている被災事業主に対し、民間の貸し工場・店舗に関する情報を提供</li> </ul>		
6 施設の再建のための 金融支援	<ul> <li>○被害状況及びそれに基づいて発生する資金需要を的確に把握し、これに対応できる資金の準備を関係機関に要請</li> <li>○被災した中小企業の速やかな復旧を図るため、国に対し、激甚災害及びセーフティネット保証4号(突発的災害(自然災害等))の申請を実施</li> <li>○事業所の速やかな再建を図るため、都や国等の既往融資制度の内容を被災事業主や組合等に周知し、その活用を促進</li> <li>○東京信用保証協会の基本財産の造成に対する支援の検討</li> </ul>		
7 取引等のあっせん	<ul><li>○直接的及び間接的な被害により受注が減少している業種や産地を対象に、受注の拡大に向け、新たな発注を開拓</li><li>○販路拡大や消費者・観光客の誘致等を目的とした商談会等を開催</li><li>○既存の商店街振興施策を活用</li></ul>		
産業・エネルギー施策			
8 被害状況等の把握	○被災直後の被害状況の早急な把握とともに、復旧状況を定期的に把握し、それらを支援 策に的確に反映		
9 エネルギーの安定供給	○電力需給ひっ迫時等には、照明や OA 機器の稼働を間引き、店舗広告消灯など、経済団体等への情報提供を実施し、できる限りの節電行動を呼びかけ		
10 新たな支援制度の 検討・創設	○既往制度以外の新たな支援制度創設の必要性が認められる場合には、速やかに制度の枠 組みを整え、関係機関等に対して制度内容等を周知		

観光施策		
11 観光地としての 都市イメージの 回復	○都市イメージを回復するための情報発信を積極的に実施。また、観光復興キャンペーン等 の開催や観光客・コンベンション等の誘致を促進	
農林水産業施策		
○国の災害復旧事業等の導入を速やかに検討し、被災した農林漁業用施設等の復施策を実施 ○生産物の出荷等が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図る必要があるため、物流 関する情報提供を実施		
雇用・就業施策		
13 雇用の維持	<ul><li>○震災後のできる限り早い段階において、事業所等に対し、雇用維持への支援策を知らせ、 雇用維持に努めるよう要請</li><li>○民間の事業所に対して雇用維持を要請・支援していく中で、国、都、区市町村の関係機関 において解雇等の事態が極力発生しないよう、雇用維持を徹底</li><li>○雇用調整助成金制度及びその特例措置の内容について事業主に周知</li></ul>	
14 離職者の生活支援	○雇用保険の求職者給付制度及びその特例措置の趣旨と内容について、事業主及び離職 の双方に周知	
15 離職者の 再就職の促進	<ul> <li>○都内外の求人情報を把握し、被災離職者に対して的確な情報提供を行うとともに、求人情報の分析を実施</li> <li>○被災離職者の円滑な再就職を促進するために、被災離職者の求職状況を把握し、それに対応した求人開拓及びその他の必要な再就職支援を実施</li> <li>○求人ニーズを踏まえた職業訓練コースを設定するとともに、職業訓練体制を整備</li> <li>○特定求職者雇用開発助成金**制度及びその特例措置の趣旨と内容について事業主に周知</li> </ul>	

**※特定求職者雇用開発助成金**:高齢者・障害者等の就職が特に困難な人の雇用機会の増大を目的として、これらの人を雇い入れた事業主に賃金の一部を助成するもの

# 4 くらしの復興

### (1) くらしの復興のプロセス

生活の側面から「復興」を考えると、震災前の生活水準を超えたものを求めるというよりは、一日も早く被災者のくらしを震災前の状態に戻し、その安定を図ること、すなわち「くらしの再建」が第一の目標となることから、次の各分野の施策を総合的に展開します(図 12)。

### ア 福祉施策

被災により新たな対象者が発生するなど様々な福祉需要が生じてくる一方、地域において福祉サービスを提供していた組織そのものが被災し、その機能が低下することも予想されます。このため、地域住民の自助と共助を基本とした福祉サービス体制の再構築を図ります。

### イ 保健施策

被災者の健康維持・管理、メンタルヘルスケアについての対策を講じます。

### ウ 医療施策

各地域における医療ニーズに的確に対応するため、仮設診療所の設置や公的及び 民間医療機関の再建に関する支援を速やかに行います。

### エ 文化・社会教育施策

貴重な文化財等の散逸や消失を防ぐとともに、その再建や復旧について的確な対応を図ります。また、被災者の心を癒やすための各種の文化的なイベントの実施等についても心を配ります。

### 才 消費生活施策

悪質な商法等の防止を図るとともに、消費生活の早期安定を図ります。

### カボランティア等や専門家との連携に関する施策

ボランティア、NPO等については、その自主性・自律性を尊重しつつ、これらの市民活動と行政活動との間に無駄な重複が生じないよう相互の連絡調整に努めます。また、各団体が円滑に活動ができるよう、環境整備の面で配慮します。

専門家については、平常時から連携し、復興期には、専門家による相談会の開催など、円滑な生活再建の支援に取り組みます。

### キ 広域避難者等への支援に関する施策

震災によりアパート、マンション等が滅失した場合、その居住者の中には、被災地短期借地権を活用し建設された住宅に入居するなどして、引き続き都内に留まることができる被災者がいる一方、都内には住宅を確保できず、都外への移転を余儀なくされる被災者も生じると考えられます。

このため、都外の民間住宅の借上げ等による応急仮設住宅や、九都県市災害時相 互応援等に関する協定(平成22年4月締結)に基づき提供された用地に建設した 応急仮設住宅などに入居した被災者に対しても、的確な情報提供などにより、生活 再建のための支援を行っていきます。

また、都内に留まっている被災者はもとより、都外へ移転した被災者についても、 漏れなく生活再建支援を継続していくことができるよう、被災者台帳の管理など、 区市町村における取組を促進します。

### ク 通信環境の確保に関する施策

スマートフォンの普及やテレワークの推進により、避難生活の充実や迅速な復興において、通信機器の活用は必要不可欠となっています。このため、平時から避難所となる都立施設において OpenRoaming に対応した Wi-Fi アクセスポイント設置を推進し、安全で利便性の高い通信環境の確保に向けて取り組んでいます。

### 大島町の取組

平成25年10月、台風26号の接近に伴う記録的な豪雨により、甚大な被害を受けた大島町では、被災した方々の生活再建支援、地域基盤・インフラの復旧、産業・観光の復興支援等に取り組んでいます。

被災者向けの生活支援相談は被災直後から実施していましたが、これに加え、 平成26年4月には、大島町(福祉けんこう課・土砂災害復興推進室)、東京都(大島支庁福祉係・島しょ保健所)、大島社会福祉協議会・地域民生委員から成る「大島町被災者生活支援連絡会」を設置し、心のケアや地域防災情報の発信など、各機関が連携した被災者支援を行っています。



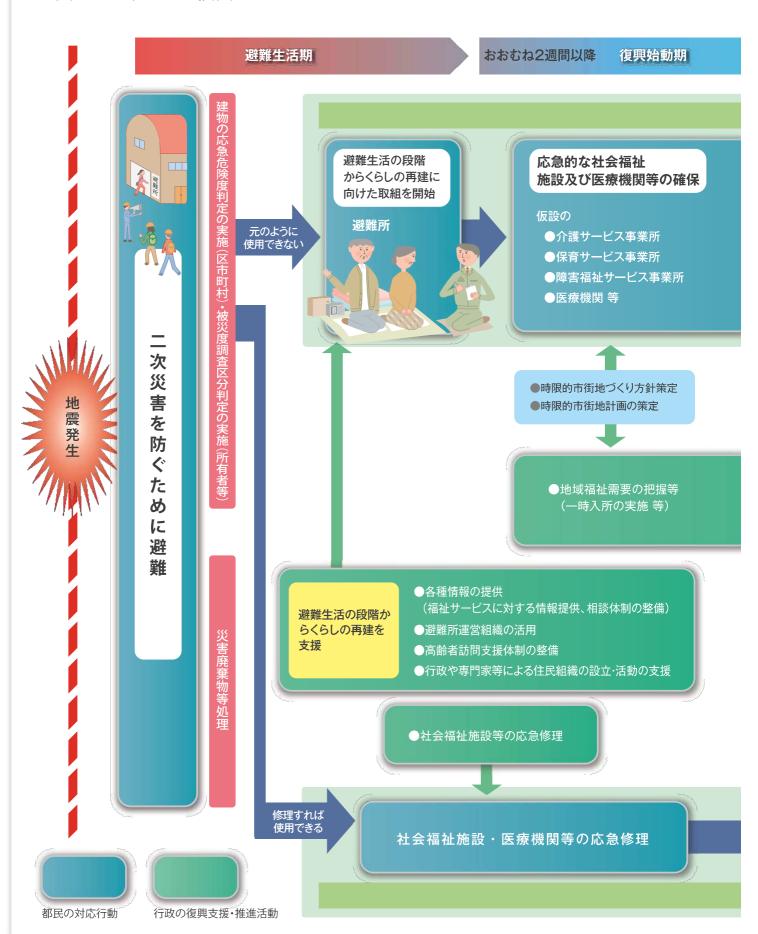


大島町被災者生活支援連絡会の様子

仮設住宅を訪問している大島町被災者生活支援連絡会メンバー

(写真提供:大島町)

### 図 12 くらしの復興のプロセス



- ●くらしの復興を早期に実現するため、福祉・保健・医療、文化・社会教育、消費生活に関する支援策を講じます。
- ●ボランティアやNPO等が活躍しやすい環境の整備を図るとともに、専門家との平常時からの連携強化に努めます。
- ●都外に避難した被災者に対しても応急仮設住宅等の確保や的確な情報提供などによる生活再建のための支援を行います。
- ●都内外の被災者に漏れなく生活再建支援を継続していくことができるよう、区市町村における取組を促進します。

### おおむね6か月以降 本格復興期

### 地域復興協議会の参加及び主体的活動

### 心と体の回復、 生活の再建

- ●地域における福祉・保健・医療 サービスの活用
- ●生活に必要な資金の確保 等



本格的な心と体の回復、生活の再建



- ●社会福祉施設等の再建支援
  - ●医療機関の機能回復

●地域医療体制(仮設診療所の 設置支援等)



- ●福祉サービス体制の整備(在宅サービス体制の整備等)
- ●生活支援対策(生活に必要な資金等の貸付等)
- ●保健対策(メンタルヘルスケアの実施等)
- ●生活環境の整備(火葬場の復旧支援等)



社会福祉施設・医療機関等の本格修理

地 域 復 興 協 議 会 0 加 及 び 主 体 的 活 動

# (2) くらしの復興に関する都の施策

福祉	
1 地域福祉需要の 把握等	<ul><li>○福祉需要と社会福祉施設等の再開状況を把握し、増大する福祉需要に対応するため、各種調査を実施する。</li><li>○一時的な施設入所が必要となった要配慮者に対し、入所可能な施設及び受入れ可能な人数を把握するとともに各区市町村への情報提供の実施</li></ul>
2 社会福祉施設等の 再建支援	<ul> <li>○社会福祉法人等に対する再建支援を実施。また、小規模福祉施設等のうち、自主再建の難しいものに対して再建支援を実施</li> <li>○都立社会福祉施設の再建計画を策定</li> <li>○一部損壊の社会福祉施設等が早期に機能回復できるよう、国制度を活用して応急修理に対する支援を実施</li> <li>○福祉避難所等へ避難した要配慮者に対する支援体制の整備</li> </ul>
3 福祉サービス体制の整備	<ul> <li>○当面、設備の新たなニーズに対しては、既存施設の改修や応急的な仮設施設の設置等による緊急的な受入れ枠の拡大により対応。また、新たな施設の創設については、原則的には、当分の間、繰り延べるなど弾力的に対応</li> <li>○ひとり暮らしの高齢者等の孤立死等の発生を防ぐため、救急通報システム、住宅火災通報システム及び訪問支援体制の整備、在宅サービスの充実を実施</li> <li>○NPO法人や、地域組織に対する支援、設備整備等への支援などにより、地域福祉サービス体制を整備</li> </ul>
4 生活支援対策	<ul> <li>○特に低所得者を対象として、被災直後の生活資金及び復旧期の生活援護資金の貸付を実施</li> <li>○被災者や被災世帯に対して、経済的支援のための災害弔慰金等を支給</li> <li>○自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、生活再建支援金を支給</li> <li>○復興本部に東京都義援金配分委員会を設置し、被害状況及び寄せられた義援金の金額等を考慮して区市町村ごとの配分計画を定める</li> <li>○福祉事務所職員等により、住民の要保護状況を把握するとともに生活保護制度に関する広報を実施し、周知</li> <li>○生活基盤に著しい被害を受けた被災者に対し、租税の減免等を実施</li> </ul>
保健	
5 保健対策	<ul><li>○災害ストレス等へのこころのケアを実施</li><li>○区市町村が実施する健康相談を支援。また、避難所等での食品配布に際し、栄養面からの助言等を行い、被災住民の健康維持を支援</li><li>○区市町村と密接な連携をとり、区市町村が実施する災害時における感染症患者の発生予防、早期発見及び家屋の内外の消毒等を支援</li></ul>
6 生活環境の整備	<ul> <li>○都内火葬場の施設の被災状況、稼動状況等について把握</li> <li>○公衆浴場の営業状況を把握、都民に対し情報提供を実施。また、早期営業再開可能な公衆浴場に対し、給水等による再開支援を実施</li> <li>○生活衛生営業(理・美容院等)を行う施設の利用の要望が発生するため、営業状況を把握し、都民に対し情報提供を実施。また、仮設営業等早期に営業再開可能な生活衛生営業施設に対し、衛生指導等相談を通じて再開支援を実施</li> <li>○初動期において、飲料水が塩素で消毒されているか確認し、飲み水の安全確保を実施。また、応急期同様、食品衛生に関する監視・指導を実施</li> <li>○危険防止及び動物愛護の観点から、区市町村等関係機関や都獣医師会等関係団体との協力体制を確立</li> </ul>

医療				
7 地域医療体制	○医療機関の再開状況の把握及び都民に対し情報提供を実施 ○医療機関の復旧が遅れている地域や大規模応急仮設住宅建設地等、一時的な医療需要の 増加がみられる地域においては、必要に応じて医療救護所を仮設診療所に移行させ、区 市町村に対して仮設診療所の設置について検討するよう要請			
8 医療機関の 機能回復	○民間医療機関の再建への補助や融資、利子補給等を検討、地域医療体制の再整備を促進 ○都立病院が被災した場合には早期の復旧を実施			
文化・社会教育分野				
9 文化・社会教育 施設等の再開	○博物館及び美術館が被災し、施設や設備が破損することを想定し、収蔵品の仮保管について検討を行うとともに、修復計画を作成			
10 文化財等	○指定文化財及び東京都選定歴史的建造物等の被害状況の把握及び復旧計画の作成			
消費生活分野				
11 相談等の実施	○相談窓口の設置、生産・流通状況調査等を行うとともに、必要に応じて都民に対して注意 喚起を実施			
ボランティア等や専門!	家との連携			
12 ボランティア等や 専門家との連携	<ul> <li>○応急期においては、都及び東京ボランティア・市民活動センターは、東京都災害ボランティアセンターを設置し、区市町村等と連携して、一般ボランティアが被災地ニーズに即した円滑な活動ができるよう支援</li> <li>○復興期においては、東京ボランティア・市民活動センターを中心としたネットワークを活用し、ボランティアニーズ等に関する情報を収集・提供するとともに、復興状況に応じて、ボランティアやNPO等による活動が地域住民等に円滑に引き継がれていくよう、調整等を実施</li> <li>○災害復興まちづくり支援機構を構成する専門家職能団体との間で、復興まちづくりの支援に関する協定を締結</li> </ul>			
広域避難者等への支援				
13 被災者への 生活再建支援	○住家被害認定調査や各種被災者支援を受けるために必要となる罹災証明書の交付、被災者に関する情報を一元的に集約した被災者台帳の作成等を迅速に行えるシステムの区市町村への導入を促進			
通信環境の確保に関する施策				
14 通信環境の確保に 関する施策	○避難所として指定されている都立施設等に対して、OpenRoaming 対応 Wi-Fi アクセスポーイントを設置			



東日本大震災被災地に派遣された都民ボランティア



平成27年9月関東・東北豪雨の 水害復興ボランティア (写真提供:NPO法人 Power of JAPAN)

# 資料

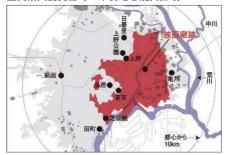
# 歴史から学ぶ 関東大震災からの学び

### 関東大震災の概要

### ■ 概要

大正12年(1923年)9月1日、午前11時58分、神奈川県西部(又は相模湾北西部)を震源とするマグニチュード7.9の地震が発生しました。震源付近の神奈川県内を中心に、南関東一帯の広い地域で、家屋の倒壊をはじめ、火災、津波などによる大きな被害が発生し、全潰全焼流出家屋は29万3,387棟に上り、死者は10万5,385名にのぼりました。

#### ■関東大震災当時の市街地と焼失区域



内閣府広報「ぼうさい」No.51「過去の災害に学ぶ」(2009年5月号)をもとに作成 出典:復興記念館

### ■ 当時の東京市の概要

東京市は、現在の特別区の一部(8区)を15区に分割した区域で構成されていました。 人口密度を現在の特別区と比較すると、約2倍の過密状態でした。明治時代以降の近代 化、工業化により、東京には多くの人が集まりましたが、街の大きさは、江戸のころと大きく 変わっていませんでした。

### ■ 各区の被害状況

東京市では、地震の発生直後から、火災が発生し、9月3日午前10時まで、約46時間にわたって延焼しました。市の面積79.37kmのうち43.8%にあたる34.66kmが焼失し、特に、日本橋区、浅草区、本所区、神田区、京橋区、深川区では、市街地のほとんどが焼失しました。東京市の死者数68,660人のうち、焼死率は96%に達しました。

#### 表3 東京市(15区)における被害概況

(単位:人・km・%)

	東京市(15区)			被害状況				
特別区	区名	人口	面積	死者数			<b>选件</b> 克捷	焼失
		\ \d	四 作	総数	焼死者	焼死率	焼失面積	面積率
   千代田区	麹町区	56,117	8.16	137	61	44.5	1.81	22.2
	神田区	143,757	3.07	1,519	1,221	80.4	2.88	93.8
中央区	日本橋区	123,961	2.96	1,189	1,172	98.6	2.96	100.0
TXC	京橋区	137,668	4.55	919	902	98.2	3.91	85.9
	芝区	171,854	9.39	494	398	80.6	2.24	23.8
港区	麻布区	86,083	3.97	185	131	70.8	0.00	0.0
	赤坂区	55,258	4.23	142	77	54.2	0.31	7.4
新宿区	四谷区	68,197	2.77	103	94	91.3	0.06	2.2
利1日丘	牛込区	118,642	5.21	203	0	0	0.00	0.0
文京区	小石川区	140,471	6.49	254	220	86.6	0.26	4.0
又尔匹 	本郷区	123,055	4.83	320	291	90.9	0.85	17.6
ム市区	下谷区	180,510	5.05	891	742	83.3	2.41	47.8
台東区	浅草区	251,469	4.81	3,667	3,225	87.9	4.61	95.8
墨田区	本所区	248,452	6.08	54,498	53,620	98.4	5.76	94.8
江東区	深川区	173,600	7.80	4,139	3,748	90.6	6.60	84.6
合 計	_	2,079,094	79.37	68,660	65,902	96.0	34.66	43.8

公益財団法人 東京防災救急協会「関東大震災 1923年、東京は被災地だった」(2013) 24 頁

国土政策研究所 講演会「震災復興・戦災復興の成果・失敗とその反省を踏まえて~東京の失敗を東北に持ってくるな!」JICE REPORT vol.20 2011 年 12 月 26 頁

### 復興の歩みく土地区画、公園、道路等>

当時の内務大臣の後藤新平は東京の復興計画を提案しました。具体的には、大規模な土地区画整理事業、公園、道路や橋などの整備があげられます。当時の東京市長永田秀次郎は、後藤の意志を引き継ぎ、東京の復興に尽力しました。

### ■ 土地区画整理事業

焼失したまちを近代都市へと復興させるために、世界でも類をみない既成市街地を対象とする大規模な区画整理が実施されました。

焼失区域のほぼ全域に当たる9割3,000ha以上もの区域で 行なわれた区画整理は、住民から土地を一部無償で提供して もらう手法で実施されました。対象となった地域では、上下水 道、ガスなどの生活インフラも整備されました。



出典:帝都復興事業図表 (東京市役所編纂)

### ■ 復興小公園事業

火災が鎮火した要因の一つに公園緑地や広場が焼け止まりとして機能したことがわかり、公園設置の重要性が高まりました。東京市はこれを踏まえ、震災復興公園として、隅田公園などの大公園に加え、52か所の小公園を整備しました。

都は、防災意識の啓発等につなげるため、震災100年の機会を捉え、関係区による復興 小公園の再生を後押ししていきます。

### コラム:復興のシンボルとなった公園と学校

復興小公園は、小学校に隣接して整備され、近隣住民の憩いの場や地域における防災拠点のほか、校庭の延長や教材園などとしての役割を担ってきました。小学校も昭和6年(1931年)までに、117校全てが鉄筋コンクリート造で再建され、復興小学校と呼ばれました。



出典:復興記念館

#### ■ 道路·橋整備

復興事業により、幅員22m以上の幹線道路が52路線119km、それより少し狭い補助線 街路が122路線139km、生活道路となる区画整理街路が605km、合わせて863kmの道路 が整備されました。

この事業により、昭和通りや永代通り、靖国通りや蔵前橋通りなど現在の東京の主要な幹線道路の多くが完成しました。

また、木造の橋の多くも被災しました。再建にあたり、隅田川に架けられた9つの橋(六大橋(相生橋、永代橋、清洲橋、蔵前橋、駒形橋、言問橋)、両国橋、厩橋、吾妻橋)は、様々なデザインや構造が採用されるなど、日本の橋梁技術は飛躍的に発展しました。

### 歴史から学ぶ 関東大震災からの学び

### 復興の歩み く住宅、地域コミュニティ>

### ■住宅の復興

### 【バラックの建設】

家を失った多くの被災者を収容するため、仮設住宅(バラック)が開設されました。大規模なバラックは、明治神宮外苑、芝公園、靖国神社境内、小石川植物園内、新宿御苑内などに作られました。

これらのバラックは、その後の住宅整備 に伴い順次撤去が進められました。



出典:東京都江戸東京博物館

### 【住宅の建設】

内務省は、バラック撤去後を見越して、小住宅5,000戸の建設を発表し、東京市には2,000戸、東京府には1,500戸の建設が割り当てられました。震災翌年に財団法人同潤会が設立され、簡易住宅や鉄筋アパートメントなどを建設し、震災後の住宅の近代化をリードしました。

### ■ 地域コミュニティの形成

### 【周辺住民の助力 炊き出しの取組】

復興では、人的な支援、技術的な支援、 財政的な支援が欠かせません。そうした支援が行き届かないところでは、地域の人々が参画した共助の取組が行われ、復興の力となりました。東京では、陸軍が運搬した物資を郡・区役所が配給しましたが、調査、運搬配給の担い手は、町内会で行われました。



出典:大正震災志写真帖

### 【ボランティアたちの取組】

神戸で救貧活動をしていた賀川豊彦は、関東大震災の発生を聞くとすぐに東京に行き、被 災者のために義援金や救援物資を集める活動を始めます。また被災地にテントを立て、食糧 支援と医療活動を行いました。これは日本の民間主導の災害ボランティアの始まりと言われ ています。

さらに、学生による自発的な救援活動も行われました。

### 復興からの経験 <耐震基準整備等>

### ■ 市街地建築物法の改正

関東大震災を受けて、大正13年(1924年)に市街地建築物法が改正され、構造強度規定に世界で初めて法令による地震力規定が定められました。市街地建築物法は昭和25年(1950年)の建築基準法の施行に伴い廃止されましたが、当時制定された耐震規定は、形を変えながら現在の耐震基準に至っていると評価されています。

### ■ 地域社会の再編成 町内会の形成

関東大震災において、町内での住民組織が配給・救援・相互扶助において一定の役割を果たしたことから、町内会の整備と事業振興は強く意識されるようになりました。結果として地域社会の再編成が行われ、町内会組織が増加しました。

### ■ 東京の市街地の拡大

震災をきっかけに多くの人々が郊外へと移住し、市街地が拡大した結果、その後の東京 市が現在の東京23区の区域まで拡大することにつながりました、

しかし、道路や公園などの都市基盤の整備より先に市街地の拡大が進行したため、公共空間の少ない住宅密集地が都心部の周辺に形成されました。

# 今後起こりうる地震への備えを

関東大震災からの復興においては、現在の東京の都市基盤となる都心地域の街路や公園等が整備されました。一方で、郊外への無秩序な市街地の拡大は、戦災復興期や経済成長期を通じて木造住宅密集地域の形成・拡大につながりました。こうした地域の防災力を向上させるため、都は、不燃化特区制度等を通じて地震に強いまちづくりに取り組んできました。

また、阪神・淡路大震災からの復興では、地域の住民や事業者が主体となった地域協働復興の取組が進められ、その後の災害復興における地域力を生かした復興の発展につながりました。

関東大震災から100年が経ち、都民を取り巻く環境や求められるまちづくりが変わっていく中でも、地震に強いまちづくりと地域力を生かした地域協働復興を車の両輪として展開させることにより、今後起こりうる震災へ日頃から備えていくことが重要です。

### 被災者への支援制度一覧

被災後の一日も早い生活再建のため、東京都では、専門家やボランティア等との連携や、 被災地における時限的な仮設市街地の整備の支援 (P21参照) など、住民主体の復興に 向けた支援に取り組むとともに、相談窓口や給付制度など被災者の生活を支えるための 各種支援制度を用意しています。

各種支援制度についてはこちらをご参照ください。

- ※制度は見直しを行う場合があります。
- ※お住いの区市町村によっては独自の制度がある場合があります。



### 被災後の生活再建におけるお困りごと

被災後の暮らしや仕事に関する生活再 建上のお困りごとを取り上げました。

下記の案内に従って、各種支援制度をご参照ください。

### **@ 一般生活に関すること**

- A. 被災後の生活上の不安や問題に ついて相談したい
  - $\rightarrow$  (1)  $\land$
- B. 各種法律に関する相談や住家被 害認定調査など専門家の話を聞 きたい
  - $\rightarrow$  (2)  $\land$
- C. 被災のストレスで精神的に不安を 抱えている
  - $\rightarrow$  (3)  $\checkmark$

# 🙉 各種給付等に関すること

- A. 生活再建のための資金を必要と している
  - $\rightarrow$  5 , 6 , 7 , 8 , 9 , 10  $\land$
- B. 被災により納税が困難となった ため、徴収猶予などを受けたい
  - $\rightarrow \widehat{11}$

### 4 経営に関すること

- A. 経営する中小企業等が被災し、 資金調達のため融資を受けたい
  - $\rightarrow$  12  $\$   $\$
- B. 被災により経営する事業に著しい 損失が生じたため、一時的に都税 を納税することが困難になった
  - $\rightarrow \widehat{11}$

### 《豫 住まいに関すること

- A. 住居が被災したため、応急修理を したい
  - $\rightarrow$   $\boxed{4}$   $\land$
- B. 応急仮設住宅での暮らしを検討している。
  - $\rightarrow$  (15)  $\land$

### **郷** 就学に関すること

- A. 被災により、一時的に所定の期限内 に授業料を納付することが難しい
  - $\rightarrow$  16  $\land$
- B. 被災により、教科書などの学用品を 失ってしまった
  - $\rightarrow$  (17)  $\land$

### 一般生活に関する支援制度

### ① 被災後の相談体制

以下の相談窓口は、災害の都度必要に応じて設置されます。設置の際には東京都HP等 でお知らせします。

		・臨時相談窓口	・各局個別相談窓口
被	災後	概要	概要
	週間	・各局及び関係機関の相談窓口	臨時相談窓口と協力・連携し、都民の相談に対応。
	以内	・一般生活相談の受付	例:外国人相談窓口、住宅相談窓口、 都民の声窓口(都内産業の被害状況に関する相談)、 消費生活に係る相談窓口

### ・被災者総合相談所【被災後1か月~】

## 被災後 1 か月

被災者が抱える生活上の不安や問題について、相談に応じ生活の再建と安定を支援する ため、被災者総合相談所を設置します。

また、弁護士会や日本司法支援センター等専門家団体による相談窓口が設置されている 場合、相談内容に応じて各相談窓口への誘導を行います。

#### 相談内容

仮設住宅、食料等救援物資の支給、ライフラインの復旧に関することなど

### ② 各種法律に関する相談や住家被害認定調査など、

専門家の相談を受けたい場合は?

● 問い合わせ先 東京都総務局総合防災部

被災者の相談ニーズに応じて、各局から要請を受けた場合には、東京都総務局が災害 復興まちづくり支援機構※との協定に基づき、弁護士・建築家等の派遣を要請します。

### 【相談例】

- ・各種法律に関する相談、被災ローン減免制度の紹介、住家被害認定調査
- ※東京都は当機構と専門家職能団体との専門家派遣等に関する協定を締結しています。

### ③ メンタルヘルスケア【被災後】週間~】

🚗 問い合わせ先 東京都福祉局 東京都保健医療局

保健所における精神保健相談のほか、都内3か所の(総合)精神保健福祉センターにおい て精神保健に関する電話相談を実施します。

### 

児童相談所等をはじめとする相談機関において、こころのケアに関する相談を実施します。

### 各種給付等に関する支援制度

### ⑤ 災害弔慰金

● 問い合わせ先 東京都福祉局生活福祉部 お住まいの区市町村

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害によりご家族を亡くされた遺族の方に支給する給付金です。

① 死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母

② 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹

ただし②は死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。

支給額

ア. 生計維持者が死亡した場合 500万円

イ. その他の者が死亡した場合 250万円

### ⑥ 被災者生活再建支援金

■ 問い合わせ先 東京都福祉局生活福祉部 お住まいの区市町村

自然災害により、住宅に著しい被害を受けた世帯に対して支給される、生活再建支援のための給付金です。

- ① 住宅が全壊した世帯 (全壊世帯)
- ② 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (解体世帯)

対 象

- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 (長期避難世帯)
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯 (大規模半壊世帯)
- ⑤ 住宅が半壊し、大規模半壊世帯に至らないが相当規模の補修を要する世帯 (中規模半壊世帯)

支給額

複数世帯で上記の①~④に当てはまる場合は、基礎支援金として最大100万円を支給。

- ①~⑤は住宅の再建方法に応じて、加算支援金を支給。
- \*詳細は被災者生活再建支援制度を参照。\*\*
- ※制度の詳細については、公益財団法人都道府県センター HP を参照 https://tkai.jp/reconstruction/tabid/82/Default.aspx

### ⑦ 災害障害見舞金

■ 問い合わせ先 東京都福祉局生活福祉部 お住まいの区市町村

災害によるけが、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合に支給される給付金です。

対象 対象災害により重度の障害(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた者

 支給額
 ア. 生計維持者 250万円
 イ. その他の者 125万円

### 8 災害援護資金

● 問い合わせ先 東京都福祉局生活福祉部 お住まいの区市町村

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、区市町村が実施する災害援護資金の貸し 付けを行います。

自然災害により、世帯主が負傷した場合や住居又は家財に被害を受けた世帯

ア. 住居が全壊した場合 250万円

支給額

- イ. 世帯主が1か月以上の負傷をしている場合 150万円
- ウ. ア及びイの両方に当てはまる場合 350万円

### 9 緊急小口資金(生活福祉資金)

● 問い合わせ先 東京都福祉局生活福祉部 お住まいの区市町村

低所得世帯のうち、被災により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯に対 し、小口資金の貸付けを実施します。

低所得世帯のうち、被災により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯

貸付金額 1世帯あたり10万円以内

### ⑩ 福祉資金(生活福祉資金)の貸付

→ 問い合わせ先 東京都福祉局生活福祉部 お住まいの区市町村

低所得世帯のうち他から融資を受けることのできない方で、この資金の貸付けを受ける ことによって災害による困窮から自立更生できる世帯に対して、福祉資金の貸付けを実施 します。

対 象 上記説明に当てはまる世帯

貸付金額 1世帯あたり 150 万円以内(被害の状況に応じ住宅補修費との重複で 350 万円以内)

### ⑪ 地方税の特別措置

一 問い合わせ先 所管の都税事務所徴収課 支庁総務課

災害の被害により納税が困難となった場合に、一定の要件に該当する場合は、都税の徴収 の猶予(徴収の猶予)や、差押え等の猶予(換価の猶予)を受けられることがあります。

対象	「徴収猶予」 条件	・納税者が営む事業について、著しい損失が生じた場合 ・納税者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、 又は盗難にあった場合等
	「換価の猶予」 条件	・都税を一時に納税することによって、事業の継続又は生活の維持を 困難にするおそれがある場合。

## 経営に関する支援制度

### 12 経営安定融資(経営一般)

● 問い合わせ先 東京都産業労働局

災害により被害を受けた企業に対し、会社の経営に必要な運転及び設備資金を融資します。

対 象

都内に住所(営業の本拠)を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合で、災害について官公庁の発行する罹災証明を受けている企業など

貸付限度額 及び利率

① 限度額 企業 1 億円 組合 2 億円

② 利率 固定 1.5% 以内~ 2.2% 以内

### 13 災害復旧資金融資

→ 問い合わせ先 東京都産業労働局

東京都知事が指定した災害により損失を受けている中小企業者又は組合に対して資金を融資します。

対 象

東京都知事が指定した災害により損失を受けている中小企業者又は組合

貸付額 及び利率 (令和5年4月1日現在)

① 限度額 一災害につき 8,000 万円 ② 利率 固定 1.7%以内 又は固定 1.5%以内

### 住まいに関する支援制度

### (4) 住宅の応急修理

● 問い合わせ先 東京都住宅政策本部

災害救助法に基づき、被災住家に対して区市町村が指定した業者による応急的な修理 を行います。修理対象は、屋根、柱、外壁、上下水道、電気設備、衛生設備等など。

対 象

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、 自らの資力では応急処理をすることができない者(「半壊」及び「準半壊」) 又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が 半壊した者(「大規模半壊」)

### 15 応急仮設住宅等の供給

● 問い合わせ先 東京都住宅政策本部 被災者総合相談所窓口

災害救助法に基づき、住家が被害にあわれた方に住まいを供給します。

対 象

住家が全壊、全焼若しくは準半壊し、自らの資力では住家を得ることができない者、 又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した 被災者

供給種別

- (1) 都営住宅や公社一般賃貸住宅などの公的住宅等の空き住戸の活用
- (2) 新たに建設する仮設住宅の提供
- (3) 民間賃貸住宅の借上げによる提供
- (1)~(3)を被災の状況に応じて活用する。

# 就学に関する支援制度

### 16 都立学校における授業料の免除等

● 問い合わせ先 東京都教育庁 東京都生活文化スポーツ局

都立学校は、一時的事由により所定の期限内に授業料を納付することが困難な方に対しては、納付期限を延長します。授業料納付期限を延長してもなお納付が困難と認められるときは、これを免除します。

\*私立学校は、被災により就学困難となった生徒等の授業料等を学校が減免した場合、これを補助します。(生活文化スポーツ局)

### ① 教科書等学用品の給与

● 問い合わせ先 東京都教育庁 東京都生活文化スポーツ局

災害救助法が適用される場合には、教科書等の学用品を必要とする被災児童・生徒に無償で給与します。

### 地域復興協議会の事例

### <阪神・淡路大震災における尼崎市築地地区の復興委員会>

尼崎市築地地区では、下図に示すような復興委員会がつくられました。まさに、本編で示した地域復興協議会方式で復興に取り組んだ事例です。

### 1 地区の概況

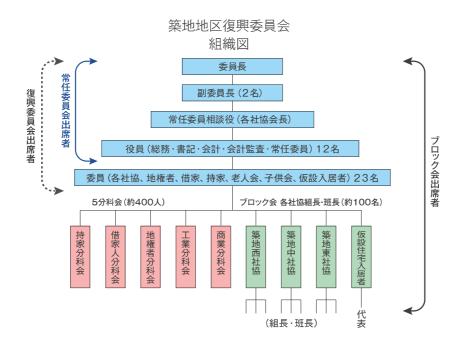
- 尼崎城の城下町、江戸時代初期につくられたまち。街路も碁盤目状
- 人口:2,440人 世帯数:1,040世帯 面積13.7ha 人口密度:178人/ha
- 全世帯の7割が借家 敷地面積30坪未満の土地が7割
- 地盤沈下(1m50cm~1m80cm)と住工混在の問題を抱えていた。

### 2 被害状況

● 建物1,100戸 全半壊302戸 建物の80%が液状化によって傾斜・沈下

### 3 復興の歩み

- 平成7年2月26日 築地地区復興委員会発足(常任委員18名、委員23名、合計41名)
- 5分科会=約400名 ブロック会=約100名 総勢=約550名
- 復興委員会には地区の半数の世帯が参加
- 5年間に延べ約250回の復興委員会を開催=50回/年・4回/月
- 事業の選択はあくまでも地域住民が決めることを鉄則とした。
- 事業用仮設住宅を300戸建設
- もと住んでいた借家人が元のように住めるよう、家主と協定し、家賃を据置いた。



### 時限的市街地の事例

### <阪神・淡路大震災における神戸市長田区久二塚地区の取組>

「久二塚地区震災復興まちづくり協議会」(以下「協議会」という。)は、早期に働く場所と住む場所を確保するため、市街地再開発事業の都市計画決定を受けて、事業用の仮設店舗や仮設住宅を、行政に代わって協議会が建設するなど、行政と協働しながら独自の活動を行いました。

### 1 地区の概況

- 縦横に商店街が行き交う住商混在地区
- 面積約3.2ha、人□約1,000人、世帯数約380世帯、商店数約240店、権利者数約570人

### 2 被害状況

● 倒壞焼失面積19,110㎡(59%)、倒壞焼失件数232件(62%)、倒壞焼失店数 158店(66%)

### 3 復興の歩み

- 地下鉄整備に伴い3町が個別にまちづくりの話合いを持っていたが、震災を契機 に新たに3町合同の協議会を発足
- 協議会は、震災から約2か月で90%以上の住民及び権利者の避難先を確認し、建 物解体の同意や仮設建築物等の建設のために必要な権利関係資料の作成を実施
- 協議会は、倒壊建物の解体・撤去作業を協議会が一括して業者と契約できるよう に行政と交渉し、行政と協議会、業者の3者契約により、192件の解体撤去を実施
- 協議会は、135権利者から約1.1haの土地を借り上げ、住民との各種交渉、仮設住宅及び仮設店舗の入居や工事等の管理運営等の検討を実施。仮設店舗は、仮設商店街「復興げんき村パラール」(約80店舗、約5,400㎡)として4年5か月にわたり営業
- 神戸市と財団法人阪神・淡路大震災復興基金は「パラール」の設置に当たり、仮設店舗設置費用の最大2分の1を助成する「商店街・小売市場共同仮設店舗補助制度」により支援を行った。
- これらの仮設住宅と仮設店舗は、後に市街地再開発事業の事業用仮設建築物として神戸市に引き取られた。



仮設商店街「復興げんき村パラール」(写真提供:神戸市)

# 東京都の取組事例

### ① 専門家との連携事業

阪神・淡路大震災の復興の際、土地や建物の権利調整に時間を要したという教訓を踏まえ、専門家との連携を強化するため、平成18年度に都は、「災害復興まちづくり支援機構」と協定を締結しました。

平成25年度に大島町で土砂災害が発生した際には、この協定に基づき、同機構の弁護士、司法書士、技術士、不動産鑑定士の、延べ20人を超える専門家が現地に派遣され、被災者からの相談に応じていただきました。

また、平常時からの取組として、平成19年度から毎年、都は同機構と共催で「復興まちづくりシンポジウム」を開催し、「地域協働」や「減災」など様々なテーマで、専門家からお話しいただいています。また、平成12年度から開催している「震災復興シンポジウム」は、令和元年度から「都市の事前復興シンポジウム」に名前を変え、事前復興に関するテーマで専門家にお話しをいただいています。



大島土砂災害の際のリーフレット (写真提供:災害復興まちづくり支援機構)



都市の事前復興シンポジウムの様子

#### ② 区市町村職員に対する都市復興訓練

区市町村職員の意識向上と都市復興手順の習熟を目指し、都では平成10年度から都市復興訓練を実施しています。

訓練では、復興方針や復興計画作成などの都市復興の手順を体験します。



都市復興訓練の様子

### 区市町村の取組事例

### ① 大規模災害時における東京消防庁と都内各区市町村との連携強化

被災後、様々な生活再建支援を受けるには「罹災証明書」が必要になります。東京消防 庁と各区市町村では、罹災証明書を迅速に発行するため、被災状況の調査や手続きに要 する時間の短縮を図っています。

令和6年3月現在、東京消防庁の51消防署と、東京都下23区中18区、26市(稲城市を除く)中6市、3町中1町、1村中1村との間で協定を締結し、罹災証明書の発行に必要となる調査結果等を連携することについて定めています。これにより、協定締結している区市町村において、東京消防庁は震災に伴う火災調査への迅速な着手が、区市町村は火災被害にあった住家への迅速な罹災証明書の発行が可能となることが明確になりました。



罹災証明書発行に関する協定締結式 (写真提供:東京消防庁)



罹災証明書の説明会

(写真提供:東京消防庁)

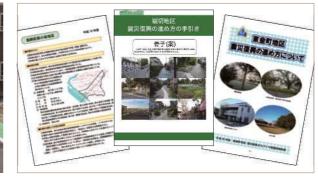
### ② 葛飾区における震災復興まちづくり訓練

平成16年度から住民と協働で行う「震災復興まちづくり訓練」を開始し、今までに、新小岩地区、堀切地区、東金町地区で実施しています。この訓練は、自治町会を中心する参加者が復興過程を模擬体験して、被災後の暮らしの再建やまちの復興の進め方などを話し合うことを目的としています。

訓練では、参加者でまち歩きを行い、被害を拡大させる危険要因や復興に役立つ資源を調べて、復興に向けた課題や事前復興ビジョンなどを話し合います。また、公開ミニ・シンポジウムや報告会を行い、訓練成果である当該地区の復興の進め方などを紹介するとともに、訓練を振り返っての感想や事前に備えておくべき対策などを話し合います。



復興に役立つ資源や危険箇所の調査



まとめられた訓練成果 訓練報告や震災復興の進め方

(写真提供:葛飾区)

(写真提供:葛飾区)

# 用語一覧

用語	用語解説		
あ行			
一般ボランティア	専門知識・技術や経験に関係なく労力等を提供する(避難所運営支援や災害 廃棄物撤去等) ボランティア	7, 50	
エリアマネジメント	地域の防犯活動や緑化活動のように、それぞれの地域の環境の維持・向上などのため、住民が中心となって行われる活動や商業・業務地で行われる地域活性 化活動などを広く指す。	12、14、17	
応急仮設住宅	災害救助法が適用された地域において、災害により住家が全壊、全焼又は流出し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に、応急的に供給する住宅。なお、本編では、新規建設・民間賃貸住宅の借り上げに加え、公的住宅等の空き住戸の活用も用いて供給を行う場合には、「応急仮設住宅等」と表記している。	8、21、22、32、 33、36-39、46	
応急危険度判定	被災後できる限り早い時期に、建築物の被災状況を調査し、当面の使用に当たっての危険性について判定するもの。実施主体は、民間住宅は区市町村、民間事業所は建築物の管理責任者、公共施設は管理責任者である国又は地方公共団体となる。判定は応急危険度判定員(防災ボランティア等)が行う。	29、32、35、37、 41、47	
か行			
家屋被害状況調査	優先調査地区は被災後10日、その他の地区は1か月の間に、被災後に、建て替えが想定される家屋の被害について、災害対策本部に集まってくる被害情報をもとに、被害状況を把握する調査。調査結果により「被害区域図(災害種類別)」及び「街区別家屋被害度の分布図」を作成する。必要に応じて、区市町村により、補足調査として現場確認を行う。	25、26、29、31	
既存不適格建築物	建築基準法や条例の施行、適用の際、現に存在する又は工事中の建築物で、 その時点で法令等の規定に適合しないもの	39	
協働復興区	地域復興協議会が活動する区域であり、その範囲は、小学校区や自治会・ 町会の区域など、日常生活圏程度を想定	12、16-19、21- 23、26-28、30	
居住支援協議会	住宅確保要配慮者(高齢者、障害者、被災者等)の民間賃貸住宅への円滑な 入居を促進するため、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が住 宅情報の提供等の支援策を実施する組織。都は平成26年に東京都居住支援協 議会を設立し、区市町村居住支援協議会の設立促進及び活動支援を行っている。	39	
コミュニティビジネス	住民が主体となり地域社会(コミュニティ)が抱えるニーズに取り組むビジネス (住民によるひとり暮らしの高齢者用宅配弁当会社などの例がある。)	13、24	
さ行			
災害復興まちづくり 支援機構	各種専門士業団体が連携し、災害復興に関する様々な支援活動を行っている 団体。災害時には専門家を派遣し、復興を支援。平常時の都との連携としては、 都が実施する都市復興訓練への協力や都と共催でのシンポジウム開催等がある。 一部の区の復興まちづくり訓練にも参加	7、16、50、56、63	
市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機 能の更新を図るために、公共施設、建築物の整備などを行う事業	22、30、36、39、 62	
事業用仮設建築物	土地区画整理事業や市街地再開発事業の施行に際し、従前あった店舗や住宅などの除却等による損失補償として、代替の用に供する仮設の建築物	22、23、62	
時限的市街地	被災地のうち市街地復興の対象区域において、本格的な復興まで、区域内の 権利者の生活を支える場として、被災宅地等を活用し、周辺との連携も考慮して、 仮設により住宅、店舗、事務所、集会所、被災者支援拠点等の確保や残存する 建築物等によって構成される市街地。	14、18、20-24、 26、29-31、36、 42、47、62	
住家被害認定調査	被災から1か月程度の間に、区市町村職員により、被災地区内の住宅の被害の程度(全壊、半壊等)を認定するための調査。この調査結果に基づき、被災者に対して罹災証明書が交付される。	8,50	
住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)	密集住宅市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、 住環境改善、防災性の向上等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に 行う事業	22、30、36	
住宅地区改良事業	不良住宅が密集し、保安衛生等に関して危険又は有害な状況にある地区において、環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団 的建設を促進する事業	22, 30, 36	
ショートステイ	介護している人が、病気や旅行などのために一時的に介護ができないとき、要介護又は要支援者を施設に一時的に受け入れる事業	24	

用語	用語解説	
自力仮設住宅	個人の資力により建設した仮設の住宅	21, 22
総合設計制度	一定規模以上の敷地面積及び一定割合以上の空地を有する建築計画について、その計画が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、市街地環境の整備改善に資すると認められる場合に、各特定行政庁の許可により、容積率、斜線、絶対高さの各制限を緩和する制度	39
た行		
地域復興協議会	東京都震災対策条例 (平成12年東京都条例第202号)で規定している「復興市民組織」を指す。まちづくりに特化して取組を進める組織については、「地域復興まちづくり協議会」等の名称を用いるほか、区市町村によって名称が異なる場合がある。	7、10-19、21-24、 26-28、30、31、 34、35、42、48、 61
地域防災計画	災害対策基本法により都道府県と区市町村に作成が義務付けられている計画。地域における災害の予防対策、応急・復旧対策等について定めることとされている。	3
地区計画	都市計画法に基づき、地区レベルの視点から、道路、公園等の配置・規模や 建築物の用途・形態等についての地区特性に応じたきめ細かい規制・誘導を行 う制度	28
東京防災隣組	意欲的な防災活動を行う団体を「東京防災隣組」として認定し、その活動を 都が広く紹介しているもの。これまでに自治会等、計212団体を認定(平成28 年3月現在)	68
特定求職者雇用開発 助成金	高年齢者・障害者等の就職が特に困難な人の雇用機会の増大を目的として、 これらの人を雇い入れた事業主に賃金の一部を助成するもの	44
都市居住再生 促進事業	地域の特性に応じた都市型の居住機能の再生等を行い、市街地環境の整備と 良質な市街地住宅の供給を図るため、建築物の建替えや土地利用の共同化、高 度化を図り防災性の向上と良質な住宅供給に寄与する事業に関し、事業者向け に助成を行う区市に対して、都が建設費等の一部の補助を実施する事業	8,39
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の整備に関する事業	22、27、28、30、 36、39
は行		
被災者台帳	支援状況、配慮事項等、被災者に関する情報を一元的に集約し、区市町村が作成する台帳。被災者支援の「漏れ」や「重複」をなくし、中長期にわたる支援を総合的かつ効率的に実施することが目的。被災者援護に必要な限度で台帳情報を利用する地方公共団体には被災者台帳の情報を提供することも可能とされている。	8、46、50
被災地短期借地権	大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法(平成25年法律 第61号)第2条により指定された地区に所在する土地に設定することができる借 地権。存続期間が5年以下であり、更新がないなどの特徴がある。	21-23
被災度区分判定	応急危険度判定が実施された後などに震災建築物の復旧を目的として、建築物の所有者等が建築構造技術者等に依頼して実施するもの。震災建築物の、主に構造躯体に関する被災度を区分判定し、継続使用するための復旧の要否を判定するために実施	29、35、37、41、 47
ま行		
ミックスト・コミュニティ	年齢や職業、所得水準などの異なる人々が同じ地域で、共に交流して暮らせる ようなまちづくり、地域社会のこと	38
「未来の東京」戦略	「感染症の脅威」や「気候危機」という2つの大きな危機を乗り越え、成長と成熟が両立した明るい未来を切り拓く都政の新たな都政の羅針盤として令和3(2021)年3月に策定した都の総合計画	4
や行		
優良建築物等 整備事業	一定割合以上の空地確保や、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優れ た建築物等の整備に対して、共用通行部分や空地等の整備補助を行う事業	22、30、36
ら行		
罹災証明書	区市町村が住家被害認定調査を行い、確認した被害程度(全壊、半壊等)について発行する証明書で、区市町村長に発行が義務付けられている。義援金や 税減免等の各種被災者支援の適用を受けるには、この罹災証明書の交付を受け ていることが必要	8,50

# 震災復興に関する所管等一覧

### <区市町村>

	1,2	1		
区市町村名	震災復興担当所管	電話番号		
千代田区	政策経営部災害対策·危機管理課	03-5211-4187		
中央区	総務部防災危機管理課	03-3546-5287		
港区	防災危機管理室防災課	03-3578-2541		
	街づくり支援部都市計画課	03-3578-2210		
新宿区	危機管理担当部危機管理課	03-5273-4592		
	都市計画部都市計画課	03-5273-3527		
文京区	都市計画部都市計画課	03-5803-1239		
	危機管理室防災課	03-5803-1179		
台東区	危機管理室危機管理課	03-5246-1092		
	都市づくり部都市計画課	03-5246-1363		
墨田区	総務部危機管理担当防災課	03-5608-6206		
江東区	総務部危機管理室防災課	03-3647-9584		
品川区	防災まちづくり部防災課	03-5742-6695		
目黒区	危機管理部防災課	03-5723-8700		
大田区	企画経営部企画課	03-5744-1735		
	総務部防災危機管理課	03-5744-1236		
	まちづくり推進部都市計画課	03-5744-1333		
世田谷区	危機管理部災害対策課	03-5432-2264		
	都市整備政策部都市計画課	03-6432-7148		
渋谷区	危機管理対策部防災課	03-3463-4475		
	都市整備部都市計画課	03-3463-2620		
	経営企画部経営企画課	03-3463-1191		
中野区	都市基盤部都市計画分野	03-3228-8964		
	都市基盤部防災・都市安全分野	03-3228-8823		
杉並区	政策経営部企画課	03-3312-2111(内1417)		
	危機管理室防災課	(内3603)		
	都市整備部都市計画課	(内3505)		
豊島区	総務部防災危機管理課	03-3081-2100		
	都市整備部都市計画課	03-4566-2633		
北区	危機管理室防災・危機管理課	03-3908-8184		
	まちづくり部都市計画課	03-3908-9152		
荒川区	区民生活部防災課	03-3803-8711		
	防災都市づくり部都市計画課	03-3802-3111(内2812)		
板橋区	危機管理室防災危機管理課	03-3579-2159		
	都市整備部市街地整備課	03-3579-2554		
練馬区	都市整備部都市計画課	03-5984-1534		
	危機管理室防災計画課	03-5984-1327		
足立区	都市建設部都市建設課	03-3880-5280		
葛飾区	地域振興部防災課	03-5654-8572		
	都市整備部街づくり調整課	03-5654-8382		
江戸川区	危機管理部防災危機管理課	03-5662-1992		
	都市開発部都市計画課	03-5662-6368		
八王子市	生活安全部防災課	042-620-7208		
	都市計画部都市計画課	042-620-7302		
立川市	市民生活部防災課	042-523-2111(内2535)		
	まちづくり部都市計画課	042-528-4324		
武蔵野市	総合政策部企画調整課	0422-60-1801		
- 4	防災安全部防災課	0422-60-1821		
	都市整備部まちづくり推進課	0422-60-1873		
三鷹市	総務部防災課	0422-24-9102		
Mro I I J	都市整備部都市計画課	0422-29-9701		
青梅市	市民安全部防災課	0428-22-1111(内2504)		
府中市	行政管理部防災危機管理課	042-335-4098		
ил. Д. Пл	都市整備部計画課	042-335-4335		
昭島市	総務部防災課	042-544-5111(内2187)		
·	都市計画部都市計画課	(内2262)		
調布市	総務部総合防災安全課	042-481-7346		
Photo illa illa	都市整備部都市計画課	042-481-7453		
	都市整備部街づくり事業課	042-481-7456		
	和米年にフトロコロ   四十二日	0-72-701-74-00		

区市町村名	震災復興担当所管	電話番号	
町田市	市民部防災安全課	042-724-3218	
	都市づくり部都市政策課	042-724-4248	
小金井市	総務部地域安全課	042-387-9807	
	都市整備部都市計画課	042-387-9859	
小平市	企画政策部政策課	042-346-9503	
	総務部防災危機管理課	042-346-9519	
	都市開発部都市計画課	042-346-9554	
日野市	総務部防災安全課	042-585-1100	
東村山市	環境安全部防災安全課	042-393-5111 (内2432·2433)	
国分寺市	総務部防災安全課	042-325-0124	
	都市建設部都市企画課	042-325-0111(内453)	
国立市	行政管理部防災安全課	042-576-2111 (内146·147)	
	都市整備部都市計画課	042-576-2111(内361)	
福生市	総務部防災危機管理課	042-551-1638	
	都市建設部まちづくり計画課	042-551-1952	
狛江市	総務部安心安全課	03-3430-1111(内8201)	
	都市建設部まちづくり推進課	(内2541)	
東大和市	まちづくり部都市づくり課	042-563-2111(内1254)	
	企画財政部企画政策課	042-563-2111(内1423)	
	総務部防災安全課	042-563-2111(内1352)	
清瀬市	総務部防災防犯課	042-497-1847	
	経営政策部未来創造課	042-497-1802	
東久留米市	環境安全部防災防犯課	042-470-7769	
武蔵村山市	総務部防災安全課	042-565-1111(内333)	
	都市整備部都市計画課	(内272)	
多摩市	総務部防災安全課	042-338-6802	
	都市整備部都市計画課	042-338-6856	
稲城市	消防本部防災課	042-377-7119(内33)	
	都市建設部まちづくり計画課	042-378-2111(内322)	
羽村市	市民生活部防災安全課	042-555-1111(内206)	
	市民生活部危機管理課	(内217)	
	都市整備部都市計画課	(内287·288)	
あきる野市	総務部地域防災課	042-558-1111	
西東京市	総務部危機管理課	042-438-4010	
瑞穂町	企画部企画課	042-557-7468	
***************************************	都市整備部都市計画課	042-557-0599	
	住民部地域課	042-557-7610	
日の出町	生活安全安心課	042-597-0511(内332)	
檜原村	総務課	042-598-1011(内212)	
奥多摩町	総務課	0428-83-2349	
大島町	防災対策室	04992-2-0035	
利島村	総務課	04992-9-0011	
新島村	総務課	04992-5-0240	
神津島村	総務課	04992-8-0011	
三宅村	総務課	04994-5-0981	
御蔵島村	総務課	04994-8-2121	
八丈町	総務課		
青ヶ島村	総務課	04996-2-1121	
小笠原村	総務課	04998-2-3111	

### <東京都>

震災復興担当所管	電話番号
総務局総合防災部防災管理課(復興全般に関すること)	03-5388-2587
都市整備局市街地整備部企画課(都市復興に関すること)	03-5320-5124

### 防災に関する資料

東京都では、災害への事前の備えや、都・地域での取組を紹介した様々な資料を発行しています。(東京都防災ホームページ https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/index.html 参照)



### ■東京くらし防災

日常の暮らしでの行動につなげられるよう、誰もが日常生活の中で取り組める防災行動を提示するとともに、女性の視点のほか、高齢者、障害者、子ども、外国人、性的マイノリティ等、多様な視点での防災行動を提示しています。



### ■東京防災

防災に関する知識を更に深めるため、災害を取り巻く最新の情報などを盛り込み、地域や学校、職場など様々な場面で活用できる内容を掲載しています。生活再建支援制度と、その手続も紹介しています。



### ■東京都防災ガイドブック

地震や風水害、火山などの自然災害や、新型インフルエンザ、大規模事故、 武力攻撃事態など、東京が直面する危機への備えについて、都の取組を中 心に解説しています。



#### ■東京防災隣組活動事例集

これまでに「東京防災隣組 $^*$ 」として認定された各団体の活動事例を掲載しています。



#### ■東京都帰宅困難者対策ハンドブック

条例や実施計画、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会でとりまとめた 最終報告やガイドラインの内容を踏まえ、各事業者での帰宅困難者対策を 進める上で、参考となるよう作成したものです。

### 東京都震災復興マニュアルをご覧になりたい方は

### 【復興プロセス編】

- ●総務局総合防災部(都庁第一本庁舎 11 階南側)で配布を行っているほか、 都民情報ルーム(同庁舎 3 階北側)にて閲覧・貸出しをしています。
- ●東京都防災ホームページ https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/index.html にも掲載しています。

#### 【復興施策編】

●都民情報ルームにて閲覧・貸出しをしています。

<sup>※</sup>**東京防災隣組**:意欲的な防災活動を行う団体を「東京防災隣組」として認定し、その活動を都が広く紹介しているもの。